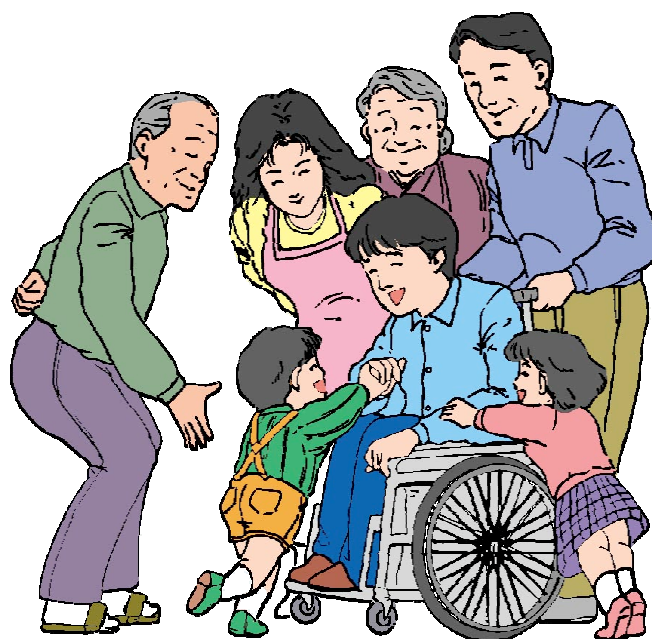


第3期郡上市障がい福祉計画(素案)

(平成24年度～平成26年度)

みんなで創り、みんなで育む、
安心して暮らし続けられるまち 郡上



郡上市

第1章 計画の序論

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 2 |
| 3 | 計画の策定体制等 | 2 |

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 既存資料からみた現状 | 4 |
| 2 | 障がい者アンケート調査結果からみた現状 | 31 |

第3章 基本構想

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 基本理念 | 39 |
| 2 | 計画の重点課題 | 40 |
| | (1) 一貫した療育、教育体制の推進 | 40 |
| | (2) 地域生活支援の充実 | 40 |
| | (3) 障がい福祉施設の充実 | 41 |
| | (4) 自立と社会参加の促進 | 42 |
| 3 | 施策の体系 | 43 |

第4章 基本計画

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 一貫した療育、教育体制の推進 | 44 |
| | 1-1 障がいの早期発見とその支援 | 44 |
| | 1-2 療育支援体制の強化 | 46 |
| | 1-3 学校教育との連携強化 | 49 |
| 2 | 地域生活支援の充実 | 51 |
| | 2-1 相談支援・情報提供の充実 | 51 |
| | 2-2 地域生活支援事業の推進 | 53 |
| | 2-3 障がい福祉サービスの充実 | 57 |
| 3 | 障がい福祉施設の充実 | 61 |
| | 3-1 福祉施設の整備 | 61 |
| 4 | 自立と社会参加の促進 | 63 |
| | 4-1 就労・雇用支援の整備強化 | 63 |
| | 4-2 社会参加事業の推進 | 65 |
| | 4-3 暮らしやすいまちづくり | 67 |
| | 4-4 福祉教育の推進 | 69 |

第5章 数値目標

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 地域生活等への移行に関する数値目標 | 71 |
| (1) | 施設入所者の地域生活への移行 | 71 |
| (2) | 福祉施設利用者の一般就労への移行 | 72 |
| 2 | 障がい福祉サービス等に関する数値目標 | 73 |
| (1) | 訪問系サービス | 73 |
| (2) | 日中活動系サービス | 78 |
| (3) | 居住系サービス | 89 |
| (4) | 相談支援（サービス等利用計画作成事業） | 92 |
| (5) | 地域生活支援事業 | 94 |

第6章 計画の推進・評価

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 制度の普及啓発 | 97 |
| 2 | 関係機関等の連携 | 97 |
| 3 | 地域自立支援協議会の具体的な運営 | 97 |
| 4 | 計画の達成状況の進行管理 | 97 |
| 5 | 人材の養成確保および資質の向上 | 98 |
| 6 | 計画推進の4つの柱 | 98 |

参考資料

| | |
|--------------------------|----|
| 郡上市「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領 | 99 |
|--------------------------|----|

第3期郡上市障がい福祉計画

第1章 計画の序論

1 計画策定の背景と趣旨

郡上市では、平成18年度に「郡上市障がい福祉計画」を策定しました。この計画は、平成17年度策定した「郡上市健康福祉推進計画」との整合性を図りつつ、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず障がいのある人などが住み慣れた地域で、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を目指すことを基本として、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るものでした。

平成20年度においては、社会情勢や、国・県等の動向、市の実態状況を踏まえて、実施事業や数値目標などについて見直が必要となり「第2期障がい福祉計画」を策定しました。この計画では、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として「郡上市地域自立支援協議会」を計画期間中の平成21年度に設立しました。

今回の「第3期障がい福祉計画」については、平成24年度から平成26年度を計画期間としています。特に、国においては「障害者自立支援法」に変わる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けて「障がい者制度改革推進協議会」を発足し、平成25年8月の施行を目指し協議が始まっています。この「障害者総合福祉法」が目指す6つのポイントは、①障がいのない市民との平等と公平、②障がい者福祉施策をうけられない人のために制度の谷間や空白を解消、③地方自治体間における制度水準の是正、④地域支援体制の確立、⑤個々の障がいニーズにあった支援、⑥障がい者関係予算の確保となっており、本計画では、このような国の動向も踏まえ市独自の課題、数値目標の見直しをおこない、関係者のアンケート調査も参考に「郡上市総合計画」に則した「第3期障がい福祉計画」を策定しました。

2 計画の期間

この「第3期障がい福祉計画」の期間は、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年としました。ただし、平成25年8月の施行予定の「障害者総合福祉法（仮称）」の動向を見ながら計画期間の途中でも見直しを検討します。

3 計画の策定体制等

平成20年度においては、既存データの分析や施設整備等の情報を踏まえ、第1期計画を基本として必要な方向修正を行い、第2期計画を策定しました。

平成23年度の、第3期計画を策定するにあたり関係者の意見を反映させるため、障がい福祉サービスを利用する方々等にアンケート調査を実施し、また、障がい福祉サービス事業所にも事業実施の意向調査を行ないました。

これらを踏まえて、市民公募や市内関係団体・学識経験者で組織する郡上市健康福祉推進協議会において「第3期障がい福祉計画（案）」を作成し、更に関係機関の意見を伺ったのちにパブリックコメントを経て「第3期障がい福祉計画」を策定しました。

計画策定体制図

第1期計画

郡上市健康福祉推進計画策定委員会社会福祉部会

平成17年度、市長から委嘱を受けた健康福祉推進計画策定委員会（各種団体、行政関係者、市民公募委員等35名）を部会編成して、平成18年度策定する地域福祉計画および障がい福祉計画の策定委員会として社会福祉部会（11名）を位置づけた。

- ・計画策定全体の進捗状況に応じた意見提案
- ・計画素案に対する審議

障がい者自立支援関係者推進会議

- ・障がい者支援団体・事業者など 33人
 - ・障がい者本人その家族など 31人
- 課題と具体的な取り組みの検討

- ・グループインタビュー
- ・障がい者実態調査
- ・既存資料分析

計画策定幹事会議

庁内関係課長級及び社会福祉協議会事務局長で組織（14人）

- ・庁内情報の共有と最終調整
- ・計画原案の検討と承認

職員推進Gチーム

市職員、社会福祉協議会などの職員で組織（10人）

- ・健康福祉推進計画第1次策定との計画内容の整合および情報共有
- ・作業チームが作成した計画原案の検討

計画策定作業チーム (障がい福祉担当)

市職員で組織（9人）

- ・グループインタビュー・実態把握調査の集計分析
- ・既存資料・調査資料の収集、分析、計画原案の作成および検討
- ・障がい者自立支援関係者推進会議の運営

第2期計画

- ・既存資料分析
- ・施設整備等調査
- ・各事業分析

- ・数値目標修正
- ・施設整備計画修正
- ・各事業内容修正

健康福祉推進協議会

第3期計画

計画策定作業チーム

- ・アンケート調査
- ・事業所意向調査
- ・各サービス分析
- ・数値目標設定
- ・施設整備計画検討
- ・各事業内容検討

健康福祉推進協議会

- ・数値目標検討
- ・施設整備計画検討
- ・各事業内容検討

パブリックコメント実施

地域自立支援協議会

- ・計画案の検討

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 既存資料からみた現状

(1) 人口の推移

郡上市の人口は、年々減少傾向にあり、平成23年4月で46,156人となっています。18歳未満人口は、平成19年が8,171人で平成23年は7,257人と5年間で1,000人近く減少しています。

人口の推移 (単位：人)

| 区分 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 48,418 | 47,823 | 47,250 | 46,716 | 46,156 |
| 18歳未満 | 8,171 | 7,899 | 7,665 | 7,428 | 7,257 |
| 18～64歳 | 25,920 | 25,542 | 25,210 | 24,906 | 24,769 |
| 65歳以上 | 14,327 | 14,382 | 14,375 | 14,382 | 14,130 |

資料：住民基本台帳各年4月1日現在

(2) 障がいのある人の推移

① 身体障害者（児）手帳所持者数の推移

身体障害者（児）手帳の所持者数は、平成18年度から20年度にかけて年々増加していますが、平成20年度をピークに減少してきています。

また、全体の所持者数が減少傾向にある一方で、65歳以上の手帳所持者が増加していることが分かります。

年齢別身体障害者（児）手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18歳未満 | 28 | 26 | 31 | 27 | 26 |
| 18～64歳 | 610 | 598 | 578 | 564 | 560 |
| 65歳以上 | 2,023 | 2,065 | 2,119 | 2,131 | 2,115 |
| 計 | 2,661 | 2,689 | 2,728 | 2,722 | 2,701 |

資料：身体障害者更生相談所 各年度末現在

障がいの部位別身体障害者手帳所持者数は、過去5年間を通じて肢体不自由の割合が高くなっています。また、内部障がいの手帳所持者が年々増加していることが分かります。内部障がい者の割合が増加しているのは、内部障がいとして認定される器官が増えたこと、もう一つには内部障がいの原因となる疾病にかかる人が増えたことが理由だと考えられます。

障がいの部位別身体障害者（児）手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 視覚障がい | 188 | 187 | 178 | 166 | 157 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 183 | 177 | 178 | 177 | 179 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 10 | 11 | 16 | 15 | 15 |
| 肢体不自由 | 1,679 | 1,686 | 1,718 | 1,733 | 1,700 |
| 内部障がい | 601 | 628 | 638 | 631 | 650 |
| 計 | 2,661 | 2,689 | 2,728 | 2,722 | 2,701 |

資料：身体障害者更生相談所 各年度末現在

障がいの部位別・等級別に見ると、肢体不自由と内部障がいが全体の87%を占めています。内部障がいでは1級の割合が高くなっており、重度の内部障がいのある人が多いことがわかります。

障がいの部位別・等級別身体障害者（児）手帳所持者の状況 (単位：人)

| 区 分 | 視覚障がい | 聴覚・平衡機能障がい | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい | 計 |
|-----|-------|------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 1 級 | 49 | 3 | 1 | 256 | 375 | 684 |
| 2 級 | 48 | 53 | 0 | 323 | 9 | 433 |
| 3 級 | 14 | 21 | 9 | 478 | 127 | 649 |
| 4 級 | 12 | 30 | 5 | 388 | 139 | 574 |
| 5 級 | 15 | 3 | 0 | 182 | 0 | 200 |
| 6 級 | 19 | 69 | 0 | 73 | 0 | 161 |
| 計 | 157 | 179 | 15 | 1,700 | 650 | 2,701 |

資料：身体障害者更生相談所 平成 22 年度末現在

等級別手帳交付数では、過去5年間を通じて、1級から3級までの割合が全体の約65%を超えており、身体障害者手帳所持者の中で重度の障がいのある人が多いことが分かります。

等級別身体障害者（児）手帳所持者の推移

（単位：人）

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 級 | 644 | 658 | 682 | 686 | 684 |
| 2 級 | 476 | 467 | 465 | 451 | 433 |
| 3 級 | 617 | 643 | 657 | 656 | 649 |
| 4 級 | 544 | 547 | 557 | 561 | 574 |
| 5 級 | 213 | 207 | 203 | 201 | 200 |
| 6 級 | 167 | 167 | 164 | 167 | 161 |
| 計 | 2,661 | 2,689 | 2,728 | 2,722 | 2,701 |

資料：身体障害者更生相談所 各年度末現在

新規交付者の推移を年齢別にみると、いずれの年度も65歳以上の割合が7割超であり非常に高いことが分かります。全体の身体障害者手帳所持者数が減少する中で、65歳以上の所持者数は増加傾向にあります。その要因としては、65歳以上の老年期は加齢に伴ってそれまでの生活習慣を基盤とした疾患が生じたり、身体機能が低下することが考えられます。また加齢に伴う身体障がいにおいても認定され易くなってきていることなど様々な要因が考えられます。

現在の制度では65歳以上の方は介護保険の対象となり、障害者自立支援法に優先して介護保険の様々なサービスを使っていただくことになっています。そのため、サービスの利用者が混乱しないよう分かりやすい制度の説明が必要となります。

年齢別身体障害者手帳新規交付者の推移

（単位：人）

| 年齢 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 18 歳未満 | 6 | 1 | 4 | 1 | 2 |
| 18 歳～64 歳 | 43 | 45 | 34 | 37 | 42 |
| 65 歳以上 | 116 | 111 | 119 | 117 | 125 |
| 計 | 165 | 157 | 157 | 155 | 169 |

資料：社会福祉課 各年度末

② 知的障がい者（児）療育手帳交付数の推移

療育手帳の交付数は、全体的に年々増加傾向にあります。

年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 18 歳未満 | 60 | 66 | 78 | 87 | 92 |
| 18～64 歳 | 168 | 173 | 180 | 191 | 205 |
| 65 歳以上 | 35 | 37 | 39 | 39 | 41 |
| 計 | 263 | 276 | 297 | 317 | 338 |

資料：知的障害者更生相談所 各年度末現在

療育手帳交付数の推移を判定別にみると、B 1 や B 2 の中軽度の知的障がいの認定が増えていきます。

判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| A 判定 | 39 | 38 | 42 | 41 | 43 |
| A1 判定 | 38 | 39 | 42 | 42 | 42 |
| A2 判定 | 55 | 54 | 58 | 57 | 65 |
| B1 判定 | 84 | 89 | 89 | 95 | 106 |
| B2 判定 | 47 | 56 | 66 | 82 | 82 |
| 計 | 263 | 276 | 297 | 317 | 338 |

資料：知的障害者更生相談所 各年度末現在

平成 22 年度末の年齢別・判定別療育手帳交付数の状況は、18 歳未満では B 2 が 54%、18 歳～64 歳では B 1 が 38% を占めています。

平成 22 年度年齢別・判定別療育手帳交付数の状況

(単位：人)

| 区 分 | 18 歳未満 | 18～64 歳 | 65 歳以上 | 計 |
|-------|--------|---------|--------|-----|
| A 判定 | 0 | 33 | 10 | 43 |
| A1 判定 | 9 | 30 | 3 | 42 |
| A2 判定 | 16 | 33 | 16 | 65 |
| B1 判定 | 17 | 78 | 11 | 106 |
| B2 判定 | 50 | 31 | 1 | 82 |
| 計 | 92 | 205 | 41 | 338 |

資料：知的障害者更生相談所 平成 22 年度末現在

③ 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成18年度が242人で平成22年では334人と5年間で92人と大幅な増加となっています。年齢別にみると、40歳から64歳までの世代で手帳所持者が多いことがわかります。

年度別では平成21年度が大幅に伸びています。これは同年に福祉医療助成制度の対象に精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者が加えられたことにより、申請件数が増えたことが要因と考えられます。

年齢別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 20歳未満 | 1 | 0 | 1 | 1 | 4 |
| 20～39歳 | 49 | 50 | 48 | 62 | 52 |
| 40～64歳 | 140 | 146 | 158 | 173 | 186 |
| 65歳以上 | 52 | 55 | 68 | 75 | 92 |
| 計 | 242 | 251 | 275 | 311 | 334 |

資料：平成19年度分までは関保健所郡上センター
平成20年度分からは関保健所
各年度末現在

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移を等級別でみると、1級、2級の交付数が増加していることが分かります。

等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級 | 98 | 105 | 107 | 117 | 127 |
| 2級 | 126 | 131 | 153 | 178 | 190 |
| 3級 | 18 | 15 | 15 | 16 | 17 |
| 計 | 242 | 251 | 275 | 311 | 334 |

資料：平成19年度分までは関保健所郡上センター
平成20年度分からは関保健所
各年度末現在

通院別把握患者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 通 院 | 281 | 219 | 223 | 235 | 263 |

※通院：自立支援医療（精神通院）受給者証交付数

資料：平成19年度分までは関保健所郡上センター
平成20年度分からは関保健所

各年度末現在

精神疾患別把握患者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|---|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 症 状 性 を 含 む 器 質 性 精 神 障 が い | アルツハイマー病の認知症 | 21 | 8 | 11 | 4 | 5 |
| | 血管性認知症 | — | 7 | 1 | | |
| | その他の症状を含む器 質性精神障がい | 12 | 7 | 12 | | |
| 精神作 用物質 による 精神及 び行動 の障が い | アルコール使用による 精神及び行動の障がい | 21 | 10 | 6 | 6 | 10 |
| | 覚醒剤中毒 | 2 | — | — | | |
| | アルコール・覚醒剤を除 く精神副作用物質によ る精神及び行動の障が い | 4 | 1 | 2 | | |
| 統合失調症 | | 266 | 170 | 155 | 139 | 129 |
| 気分〈感情〉障がい | | 83 | 51 | 49 | 68 | 73 |
| 神経性障がい・ストレス関連障がい 及び身体表現性障がい | | 24 | 12 | 11 | 13 | 10 |
| 生理的障がい及び身体的要因に関 連した行動症候群 | | 1 | — | — | — | — |
| 成人の人格及び行動の障がい | | 3 | 3 | 1 | 3 | 5 |
| 精神遅滞 | | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 心理的発達の障がい | | 2 | 5 | 3 | 3 | 4 |
| 小児期及び青年期に通常発症する 行動及び情緒の障がい及び特定不 能の精神障がい | | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| てんかん | | 39 | 14 | 13 | 18 | 22 |
| その他 | | 11 | — | 30 | 1 | 1 |
| 計 | | 494 | 293 | 299 | 259 | 263 |

資料：平成 19 年度分までは関係保健所郡上センター
平成 20 年度分からは関係保健所

各年度末現在

※平成 18 年度までの把握患者数は累積数

※平成 19 年度の把握患者数は年度内の申請数

※平成 20 年度、平成 21 年度の把握患者数は、措置入院、医療保護入院、応急入院者及び仮入院の者（関
保健所管内の精神科病院等からの報告数）と自立支援医療申請者数のうち、年度末時点の実人員

※平成 22 年度の把握患者数は自立支援医療申請者数のうち、年度末時点の実人員

④ 障がいのある人の社会参加の現状

ア 就業状況

市内の一般企業における障がいのある人の実雇用率は年々低下しており、障害者雇用促進法に定める一般企業の雇用率の1.8%を下回っています。特に、平成22年度においては1.39%と過去5年間で最も低い数値となっています。

また、雇用率未達成企業の割合については、平成21年度以降は市内の約4割以上の企業が雇用率を達成できていません。

近年の不況に伴って、障がい者の一般企業への就職についても大変厳しい状況であることが分かります。

一般企業における障がい者雇用の状況

(単位：%)

| 区分 | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 関公共職業安定所岐阜八幡出張所管内 | 実雇用率 | 1.53 | 1.77 | 1.6 | 1.65 | 1.39 |
| | 雇用率未達成企業の割合 | 33.3 | 26.7 | 33.3 | 47.0 | 43.7 |
| 岐阜県 | 実雇用率 | 1.57 | 1.6 | 1.68 | 1.69 | 1.73 |
| | 雇用率未達成企業の割合 | 52.4 | 54 | 45.9 | 46.2 | 45.7 |
| 全国 | 実雇用率 | 1.52 | 1.55 | 1.59 | 1.63 | 1.68 |
| | 雇用率未達成企業の割合 | 43.4 | 43.8 | 55.1 | 54.5 | 53 |

資料：関公共職業安定所岐阜八幡出張所 各年度6月1日現在

※ 実雇用率＝雇用する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者数÷雇用する常用労働者の数

いずれの障がいについても、就職中の者が増加していることが分かります。特に知的障がい者と精神障がい者は求職者、就職者ともに増加傾向にあります。

なお、精神障がい者については平成18年4月1日より雇用率の算定対象となっています。

表 公共職業安定所に登録している障がい者数の推移

| 区分 | 平成16年度 | | 平成17年度 | | 平成18年度 | | | 平成19年度 | | |
|---------------------|------------|----------|------------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|------------|----------|
| | 身体障がい | 知的障がい | 身体障がい | 知的障がい | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
| ①求職申込数 (内新規登録者数) | 45 (16) | 6 (1) | 36 (12) | 2 (0) | 25 (2) | 6 (2) | 12 (5) | 23 (7) | 23 (11) | 6 (1) |
| ②就職件数 | 17 | 1 | 10 | 0 | 8 | 1 | 1 | 6 | 5 | 0 |
| ③有効求職数 | 42 | 12 | 44 | 9 | 45 | 8 | 12 | 31 | 15 | 5 |
| ④就職中の者 | 69 | 23 | 69 | 25 | 76 | 26 | 10 | 82 | 27 | 15 |
| ⑤保留中の者 | 9 | 3 | 14 | 4 | 17 | 5 | 4 | 31 | 7 | 10 |

(単位：人)

| 区分 | 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
|---------------------|------------|----------|-----------|-------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
| ①求職申込数 (内新規登録者数) | 35 (13) | 6 (2) | 11 (4) | 119 (58) | 49 (24) | 38 (16) | 20 (4) | 14 (7) | 33 (13) |
| ②就職件数 | 11 | 2 | 5 | 4 | 2 | 9 | 8 | 6 | 11 |
| ③有効求職数 | 45 | 15 | 9 | 48 | 14 | 18 | 49 | 17 | 25 |
| ④就職中の者 | 79 | 27 | 14 | 85 | 32 | 16 | 83 | 36 | 21 |
| ⑤保留中の者 | 27 | 7 | 11 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 |

資料：関公共職業安定所岐阜八幡出張所 各年度末現在

【説明】

- ①求職申込数は、当該年度における求職申込者の延べ人数
- ①(内新規登録者数)は過去に登録歴がなく、当該年度に初めて求職申込した者の数
- ②就職件数は当該年度に障がい者雇用につながった件数
- ③有効求職数は、当該年度以前に登録した者を含む当該年度末の有効求職者数
- ④就職中の者は、登録者のうち当該年度末において就職中の者
- ⑤保留中の者は、登録者のうち心身の不具合等により求職を保留中(中断中)の者

管内の平成23年9月末現在の障がい者登録数は250人となっています。内訳は、第1種登録者（身体障がい者）が143人（57.2%）、第2種登録者（知的障がい者、精神障がい者等）が107人（42.8%）です。第1種登録者のうち、肢体不自由の障がい者が97人（38.8%）と多くなっています。登録者のうち、有効求職者は全体で88人となっています。登録者のうち、就職者は157人で、その内訳は第1種登録者が88人（56.1%）で、第2種登録者が69人（43.9%）です。

障がいの部位別公共職業安定所に登録している障がい者の状況

| 区分 | 障がいの部位 | 登録者数 | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|
| | | 登録者数 | | 有効求職数 | | 就職数 | | 保留中 | | |
| | | (人) | (%) | (人) | (%) | (人) | (%) | (人) | (%) | |
| 第1種登録者 | 視覚 | 6 | 2.4 | 2 | 2.3 | 3 | 1.9 | 1 | 20.0 | |
| | 聴覚・言語等 | 16 | 6.4 | 4 | 4.5 | 12 | 7.7 | 0 | 0.0 | |
| | 肢体 | 上肢 | 45 | 18.0 | 18 | 20.5 | 26 | 16.6 | 1 | 20.0 |
| | | 下肢 | 41 | 16.4 | 16 | 18.2 | 22 | 14.0 | 3 | 60.0 |
| | | 体幹 | 11 | 4.4 | 3 | 3.4 | 8 | 5.1 | 0 | 0.0 |
| | 脳病変 | 1 | 0.4 | 1 | 1.1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | |
| | 内部疾患 | 23 | 9.2 | 6 | 6.8 | 17 | 10.8 | 0 | 0.0 | |
| | 小計 | 143 | 57.2 | 50 | 56.8 | 88 | 56.1 | 5 | 100.0 | |
| 第2種登録者 | 知的障がい | 55 | 22 | 14 | 15.9 | 41 | 26.1 | 0 | 0.0 | |
| | 精神障がい | 52 | 20.8 | 24 | 27.3 | 28 | 17.8 | 0 | 0.0 | |
| | その他障がい | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | |
| | 小計 | 107 | 42.8 | 38 | 43.2 | 69 | 43.9 | 0 | 0.0 | |
| 計 | 250 | 100.0 | 88 | 100.0 | 157 | 100.0 | 5 | 100.0 | | |

資料：関公共職業安定所岐阜八幡出張所 平成23年9月末現在

(3) 障がいのある人への生活支援の現状

① 公的サービスの現状

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

ホームヘルプサービスの利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 18 | 20 | 25 | 30 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 307 | 360 | 450 | 540 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 19 | 22 | 28 | 30 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 449 | 472 | 550 | 590 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(イ) 重度訪問介護（ホームヘルプサービス）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

重度訪問介護の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 96 | 96 | 96 | 96 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 95 | 105 | 85 | 90 |

資料：社会福祉課 H23 は見込み

(ウ) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

行動援護の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|---|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 0 | 1 | 5 | 6 |

資料：社会福祉課 H23 は見込み

(エ) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

重度障害者等包括支援の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|---|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス利用量 | 時間分 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：社会福祉課 H23 は見込み

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

施設等において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。平成 23 年度は目標を超える見込みです。これは入所施設が新体系への移行を進めている現われです。

生活介護の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 30 | 72 | 81 | 95 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 613 | 1,512 | 1,701 | 1,995 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 34 | 61 | 83 | 108 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 631 | 1,144 | 1,602 | 2,128 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：平成 22 年度から 23 年度に大幅に伸びているのは、入所施設が新体系への移行を進めたため本サービスの利用が増加したと考えられます。

(イ) 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 5 | 5 | 5 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 5 | 25 | 25 | 25 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 3 | 5 | 10 | 10 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：利用できる期間が1年半であり、新規対象者も少ないため予定より少なくなっています。

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的又は精神に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 2 | 8 | 10 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 9 | 20 | 80 | 100 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 14 | 19 | 13 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 9 | 105 | 151 | 118 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(エ) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 119 | 120 | 140 | 140 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 6 | 9 | 8 | 7 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 121 | 152 | 149 | 128 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(オ) 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型の利用状況の推移

| 区 分 | | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|---------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 0 | 10 | 10 | 10 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 0 | 220 | 220 | 220 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 10 | 11 | 11 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 4 | 106 | 144 | 171 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(カ) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

就労継続支援B型の利用状況の推移

| 区 分 | | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|---------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 71 | 71 | 83 | 83 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 1,278 | 1,278 | 1,494 | 1,494 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 76 | 86 | 98 | 98 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 1,273 | 1,232 | 1,382 | 1,494 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：ほぼ見込み通りに推移しています。平成23年度に新たに1事業所が指定を受けたので、今後も利用が見込まれます。

(キ) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

療養介護の利用状況の推移

| 区 分 | | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 1 | 1 | 1 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(ク) 児童デイサービス

療育を必要とする児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

児童デイサービスの利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 81 | 80 | 80 | 80 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 247 | 255 | 255 | 255 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 79 | 85 | 105 | 105 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 252 | 253 | 311 | 310 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：発達障がいに対する理解が深まり、早期療育を望む保護者が増えたと考えられます。

(ケ) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 118 | 180 | 180 | 180 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 20 | 20 | 19 | 20 |
| | サービス利用量 | 人日分 | 118 | 117 | 119 | 120 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

ウ 居住系サービス

(ア) 共同生活援助・共同生活介護

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等、また相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活援助・共同生活介護の利用状況の推移

| 区 分 | | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 19 | 36 | 37 | 54 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 19 | 31 | 31 | 32 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：平成 21 年度に施設整備が進み入居者が増えています。

(イ) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設入所支援の利用状況の推移

| 区 分 | | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 13 | 45 | 48 | 65 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 14 | 28 | 44 | 69 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：入所施設が新体系への移行を進めたため利用者数が伸びています。これは旧法施設からの異動であり、旧法施設を合わせた入所者数は横這いです。

エ 相談支援（サービス利用計画作成事業）

単身で生活している者であって、障がいのため自ら適切なサービス調整ができない人を対象にサービス利用計画の作成を行い、その計画に基づき、サービス提供ができるよう関係機関等と連絡調整を行う相談支援サービスです。

相談支援の利用状況の推移

| 区 分 | | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 利用者数 | 人 分 | 1 | 1 | 1 | 1 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

オ 施設入所者の地域生活への移行

第 2 期障がい福祉計画では、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者数から入所施設において地域生活への移行可能と報告された 17 人分（入所者数の 25%）から平成 23 年度末までに施設入所待機者および特別支援学校卒業予定者で入所希望者が入所する予定数 14 人分を差し引きする中で、削減見込み数 3 人分（入所者数の 4%）減少させることを目標としました。平成 23 年 4 月 1 日現在で地域移行できた方は 7 人、亡くなった人が 5 人でした。一方、平成 23 年 4 月 1 日以降に 13 人が新たに施設入所されたので差し引きでは 1 人増となりました。

| 項 目 | 第 2 期計画 | 実績見込み | 備 考 |
|------------------|---------------|---------------|--|
| 入所者数 | 68 人 | | 平成 17 年 10 月 1 日現在 |
| 【目標値】 地域生活移行数 | 17 人 (25%) | 7 人 (10%) | 現在の全入所者のうち、施設入所からグループホームやケアホームなどへ地域移行する人の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値) |
| 【目標値】 削減見込み | 3 人 (4%) | △1 人 (△1%) | 平成 23 年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値) |

カ 福祉施設利用者の一般就労への移行

第2期障がい福祉計画では、平成23年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて3人の一般就労への移行を目標としましたが、障がいのない人の就労もままならず生活保護世帯が増加するなか、障がいのある人の一般就労は非常に厳しい状況にあります。

| 項目 | 数値 | 実績見込み | 備考 |
|----------------------|----|-------|------------------------------|
| 平成17年度 年間一般就労移行者数 | 1人 | | 平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成18年度 年間一般就労移行者数 | 0人 | | 平成18年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成19年度 年間一般就労移行者数 | 0人 | | 平成19年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成23年度 年間一般就労移行者数 | 3人 | 1人 | 平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 |

※福祉施設とは、

- ・身体障害者 — (旧法)更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 — (旧法)更生施設、授産施設、小規模通所授産施設
- ・精神障害者 — (旧法)生活訓練施設(援護寮)、授産施設、小規模通所授産施設
- ・入所施設 — (新法)施設入所支援施設

キ 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業等

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

| 区 分 | 20 年度 | | 21 年度 | | 22 年度 | | 23 年度 | |
|---------------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| ① 相談支援事業 | | | | | | | | |
| ア 障害者相談支援事業 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| イ 地域自立支援協議会 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②相談支援機能強化事業 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| ③住宅入居等支援事業 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 無 | 有 | 無 |
| ④成年後見制度利用支援事業 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業については、利用者が無かったため無しとしています。

(イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

コミュニケーション支援事業の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|------|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 支援者数 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 利用者数 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 実績 | 支援者数 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 利用者数 | 3 | 2 | 3 | 3 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるため、用具を給付又は貸与を行います。

日常生活用具給付等事業の利用状況の推移

| 区 分 | 20 年度 | | 21 年度 | | 22 年度 | | 23 年度 | |
|--------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | | |
| ①介護訓練支援用具 | 2 | 2 | 2 | 6 | 2 | 5 | 2 | 2 |
| ②自立生活支援用具 | 2 | 2 | 2 | 6 | 2 | 8 | 2 | 20 |
| ③在宅療養等支援用具 | 8 | 10 | 10 | 9 | 10 | 16 | 10 | 10 |
| ④情報・意志疎通支援用具 | 2 | 5 | 10 | 9 | 10 | 6 | 10 | 10 |
| ⑤排泄管理支援用具 | 450 | 410 | 450 | 417 | 450 | 414 | 450 | 420 |
| ⑥住宅改修費 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 3 | 1 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

移動支援事業の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|------|----------|----------|----------|----------|
| 目標 | 利用者数 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 延時間数 | 53 | 60 | 60 | 60 |
| 実績 | 利用者数 | 5 | 30 | 38 | 38 |
| | 延時間数 | 61 | 442 | 1,034 | 1,600 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：制度の定着と事業所数が増えたため大幅に増加しました。

(オ) 地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

地域活動支援センターの利用状況の推移

| 区 分 (目 標) | 20 年度 | | 21 年度 | | 22 年度 | | 23 年度 | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 |
| 地域活動支援センター | | | | | | | | |
| ①市内事業所 | 1 | 80 | 1 | 80 | 1 | 85 | 1 | 90 |
| ②市外事業所 | 2 | 9 | 2 | 9 | 2 | 10 | 2 | 10 |

| 区 分 (実 績) | 20 年度 | | 21 年度 | | 22 年度 | | 23 年度 | |
|--------------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| | 実施 箇所数 | 利用者数 | 実施 箇所数 | 利用者数 | 実施 箇所数 | 利用者数 | 実施 箇所数 | 利用者数 |
| 地域活動支援センター | | | | | | | | |
| ①市内事業所 | 1 | 115 | 1 | 134 | 1 | 106 | 1 | 104 |
| ②市外事業所 | 2 | 11 | 2 | 10 | 2 | 8 | 2 | 8 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：精神に障がいのある方を対象としており、利用者にとって心の拠りどころとなっています。

(カ) 訪問入浴サービス事業

身体に障がいがある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

訪問入浴サービス事業の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|--------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数(人) | 目標 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 年間利用延回数(回) | | 51 | 0 | 62 | 90 |
| 1人当たり利用回数(回) | | 51 | 0 | 62 | 90 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：対象者は1名ですが、利用者にとっては無くってはならない制度です。

(キ) 日中一時支援事業

障がいのある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援を行うとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を行います。

日中一時支援事業の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数(人) | 目標 | 60 | 60 | 63 | 65 |
| | 実績 | 49 | 46 | 44 | 45 |
| 年間利用件数 (1人1月1件でカウント) | | 432 | 377 | 403 | 418 |
| 実施箇所 | | 4 | 4 | 4 | 4 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(ク) 生活サポート事業

居宅介護等の給付を受けられない人に、日常生活に関する支援並びに家事に対する必要な支援を行います。

生活サポート事業の利用状況の推移

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数(人) | 目標 | 3 | 2 | 3 | 3 |
| | 実績 | 2 | 4 | 4 | 4 |
| 年間利用件数 (1人1月1件でカウント) | | 24 | 43 | 47 | 48 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(ケ) 障がい者いきいき住宅改善助成

身体に重度の障がいを有する人に、在宅での自立した生活の促進や介護者の負担の軽減のため、住宅改修の費用を助成しています。

障がい者いきいき住宅改善助成事業の利用状況の推移

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数(件) | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 助成額(円) | 268,000 | 820,000 | 700,000 | 700,000 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：市の単独事業として実施しています。

(コ) 自動車改造費の助成

身体に重度の障がいをもつ人が社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成しています。

自動車改造費の助成事業の利用状況の推移

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 助成額 (円) | 100,000 | 200,000 | 100,000 | 100,000 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(サ) 介助用自動車購入等助成

車いす等を使用する人を介助する者が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費を助成します。

介助用自動車購入等助成事業の利用状況の推移

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 利用件数 (件) | 6 | 6 | 5 | 4 |
| 助成額 (円) | 1,258,666 | 1,168,982 | 1,200,000 | 960,000 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

(シ) 障がいのある人の相談活動

障がいをもつ人や保護者又は介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談活動の実施状況の推移

(単位：件)

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 知的障がいのある人 | 141 | 298 | 171 | 137 |
| 精神障がいのある人 | 6,948 | 7,952 | 7,469 | 8,026 |
| 合計 | 7,089 | 8,250 | 7,640 | 8,163 |

資料：相談支援委託事業所 (9/1～翌 8/31 実績)

評価：知的・精神に障がいのある方を対象としており、利用者にとって心の拠りどころとなっています。

ク 更生医療の給付

身体に障がいをもつ人が日常生活などを営むうえで必要な能力を維持するため、身体機能障がいを軽減または改善するための医療です。主な医療は人工透析療法です。

更生医療受給者数の推移

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 肢体不自由（人） | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 内部障がい（人） | 61 | 78 | 81 | 77 |
| 合計 | 63 | 79 | 81 | 77 |

資料：社会福祉課 H23 実績は見込み

評価：人工透析の必要な方への支援として定着しています。

総 評

平成 20 年度から平成 23 年度の各サービス利用者数と利用量は全体的に増加傾向にあり、それにつれて費用も増加しております。今後さらに増加する見込みであるため事業所と市が連携し、サービスの適正かつ公平な給付などにより安定した事業運営を図る必要があります。

ケ 障がい者各種手当等

各種手当等の受給状況

(単位：人)

| 手当名 | 受給者数 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------|------|----------|----------|----------|
| 児童扶養手当 | 166 | 194 | 196 | 238 |
| 特別児童扶養手当 | 58 | 59 | 60 | 60 |
| 特別障害者手当 | 93 | 76 | 75 | 82 |
| 障害児福祉手当 | 27 | 32 | 36 | 37 |
| 福祉手当 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 心身障害者扶養共済 | 33 | 33 | 33 | 28 |
| 障害基礎年金 | 710 | 800 | 790 | 782 |
| 障害厚生年金 | 203 | 206 | 202 | 205 |

資料：健康福祉部 平成 22 年度実績

コ 働く場

就労型の通所施設

(単位：人)

| 施設名 | 所在地 | 設置主体 | 利用定員 | 登録者数 |
|--|--------|---------------------|------------------|---------|
| ウイングハウス 就労継続支援 B 型 | 八幡町小野 | 郡上市 (郡上市社会福祉協議会) | 10 | 15 |
| りあらいず和スマイル ドーナツ 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 | 八幡町初納 | 特定非営利活動法人 りあらいず和 | A 型 10 B 型 10 | 8 9 |
| みずほ園 就労継続支援 B 型 | 大和町剣 | 郡上市 (郡上市社会福祉協議会) | 20 | 14 |
| フレンドシップ つくしの家 就労継続支援 B 型 | 大和町剣 | 特定非営利活動法人 コムシス郡上 | 25 | 43 |
| ぶなの木学園 共働社 就労移行支援 就労継続支援 B 型 | 大和町大間見 | 社会福祉法人 ぶなの木福祉会 | 移行支援 6 B 型 10 | 5 13 |
| ぼぶらの家 就労継続支援 B 型 | 高鷲町大鷲 | 郡上市 (郡上市社会福祉協議会) | 15 | 10 |
| すみれ作業所 就労継続支援 B 型 | 美並町白山 | 郡上市 (郡上市社会福祉協議会) | 20 | 19 |

資料：社会福祉課 平成 23 年 11 月末現在

②人的資源の状況

ア 各種専門職の状況

市内の障がい者関連専門職の状況

(単位：人)

| 職種 | 人数 | 職種 | 人数 | 職種 | 人数 |
|-------|----|-------|----|---------|----|
| 作業療法士 | 2 | 保健師 | 7 | 社会福祉士 | 5 |
| 理学療法士 | 5 | 手話通訳士 | 0 | 精神保健福祉士 | 6 |
| 機能訓練士 | 0 | 介護福祉士 | 26 | 言語療法士 | 1 |

資料：市内事業所 平成23年11月末現在

イ ボランティア団体等の状況

(ア) ボランティア団体

ボランティア登録団体・登録人数の推移

| 区分 | グループ登録 | | 個人登録 | 登録人数(人) |
|--------|---------|-------|-------|---------|
| | 団体数(団体) | 人数(人) | 人数(人) | 人数(人) |
| 平成17年度 | 79 | 1,453 | 12 | 1,465 |
| 平成18年度 | 92 | 1,925 | 20 | 1,945 |
| 平成19年度 | 105 | 2,149 | 26 | 2,175 |
| 平成20年度 | 122 | 2,629 | 34 | 2,663 |
| 平成21年度 | 118 | 2,535 | 37 | 2,572 |
| 平成22年度 | 113 | 2,726 | 2 | 2,728 |

資料：市社会福祉協議会 各年度末現在

(イ) 民生委員・児童委員、身体障がい者、知的障がい者

民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

(単位：人)

| 区分 | 民生委員・児童委員 | 身体障がい者相談員 | 知的障がい者相談員 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 定数 | 140 | 17 | 3 |

資料：社会福祉課

③入所施設の状況

ア 身体障がい者入所施設

入所している身体障がい者数の推移

(単位：人)

| | 施設名 | 所在地 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 |
|------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 入 所 施 設 | 岐阜県立陽光園 | 美濃市立花 | 12 | 12 | 12 |
| | いちいの杜ハートフル | 関市平賀大知洞 | 2 | 2 | 2 |
| | はなみずき苑 | 岐阜市大洞 | 1 | 1 | 2 |
| | 岐阜県立清流園 | 岐阜市鷺山向井 | 3 | 0 | 0 |
| | 岐阜県立幸報苑 | 山県市大桑 | 1 | 1 | 1 |
| | あいそら羽島 | 羽島市足近町市場 | 1 | 1 | 1 |
| | 西濃サンホーム | 揖斐郡揖斐川町長良 | 1 | 1 | 1 |
| | 名古屋ライトハウス光和寮 | 名古屋市昭和区川名町 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | | 22 | 19 | 20 |

資料：社会福祉課 各年度末現在(平成23年度は平成23年9月末現在)

イ 知的障がい者入所施設

入所している知的障がい者数の推移

(単位：人)

| | 施設名 | 所在地 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 |
|------------------|--------------|-----------|------------|------------|------------|
| 入 所 施 設 | 県立ひまわりの丘第二学園 | 関市桐ヶ丘 | 3 | 3 | 3 |
| | 県立ひまわりの丘第三学園 | 関市桐ヶ丘 | 5 | 5 | 6 |
| | 県立ひまわりの丘第四学園 | 関市桐ヶ丘 | 11 | 11 | 11 |
| | 第二美谷学園 | 関市武芸川町 | 12 | (美谷の里) | (美谷の里) |
| | 第三美谷学園 | 関市武芸川町 | 4 | 16 | 16 |
| | 岐阜市立第三恵光学園 | 岐阜市西島町 | 2 | 2 | 2 |
| | 県立みどり荘 | 岐阜市中西郷 | 1 | 1 | 1 |
| | 福祉の里さわらび苑 | 各務原市須衛稲田 | 1 | 1 | 1 |
| | 双樹園 | 羽島市桑原町小藪 | 1 | 1 | 0 |
| | 益田山ゆり園 | 下呂市萩原町尾崎 | 1 | 1 | 1 |
| | 陶技学園みずなみ荘 | 瑞浪市稲津萩原 | 3 | 2 | 2 |
| | 第二陶技学園 | 多治見市姫町 | 1 | 1 | 1 |
| | 第一白竹の里 | 加茂郡白川町赤河 | 1 | 1 | 1 |
| | 第二あゆみの家 | 不破郡垂井町栗原 | 0 | 0 | 0 |
| | むつみ園 | 福井県大野市篠座 | 1 | 1 | 1 |
| | 希望園 | 福井県大野市篠座 | 2 | 2 | 2 |
| | 国立のぞみの園 | 群馬県高崎市寺尾町 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計 | | 50 | 49 |

資料：社会福祉課 各年度末現在(平成23年度は平成23年9月末現在)

ウ 療育施設

児童デイサービス事業の状況

(単位：人)

| 教室名 | 所在地 | 設置主体 | 利用定員 | 利用登録者数 |
|----------|-------|------|------|--------|
| ひまわり教室 | 八幡町小野 | 郡上市 | 10 | 39 |
| 大和ことばの教室 | 大和町島 | 郡上市 | 10 | 19 |
| 白鳥ことばの教室 | 白鳥町白鳥 | 郡上市 | 10 | 36 |
| 美並ことばの教室 | 美並町白山 | 郡上市 | 10 | 32 |

資料：社会福祉課 (平成23年9月末現在)

2 障がい者アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査対象者

平成23年10月現在で自立支援法における障がい福祉サービスを利用している人と特別支援学校へ通学している身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人合計263名（一般：211人、特別支援学校：52人）へアンケートを送付し、175人から回答がありました。

(2) 回答者特性

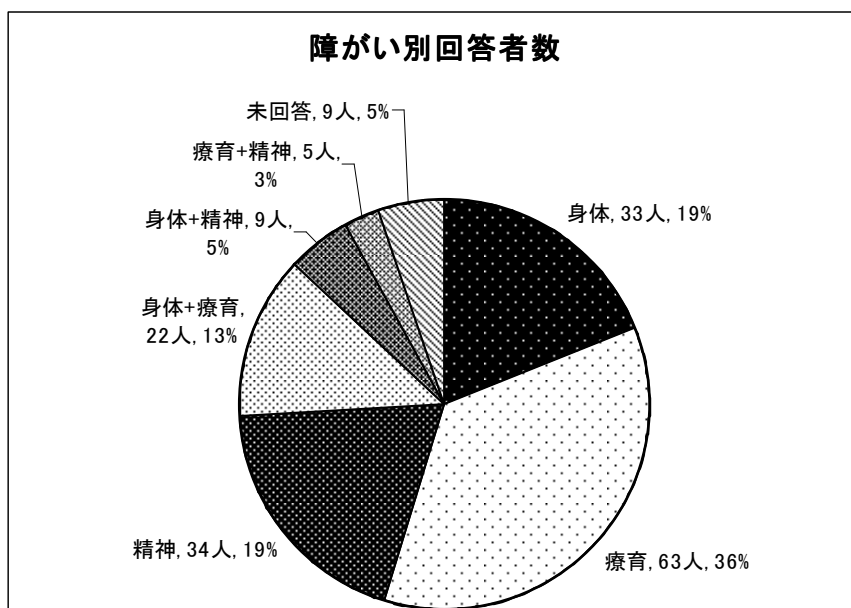
①性別や年齢について

男女比は男性91人、女性84人でほぼ1:1となっています。また、年齢別にみると20歳未満の割合が24.5%、40～49歳の割合が20%と高くなっています。

| | 身体 | | | 療育 | | | 精神 | | | 身体+療育 | | | 身体+精神 | | | 療育+精神 | | | 未入力 | | | 全体 | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|-------|---|---|-------|---|---|-----|---|---|-----|----|----|
| | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 20歳未満 | 2 | 2 | 0 | 31 | 18 | 13 | 1 | 1 | 0 | 5 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 3 | 0 | 43 | 27 | 16 |
| 20～29歳 | 1 | 1 | 0 | 7 | 2 | 5 | 3 | 2 | 1 | 5 | 1 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 6 | 11 |
| 30～39歳 | 2 | 0 | 2 | 8 | 4 | 4 | 5 | 1 | 4 | 4 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 9 | 12 |
| 40～49歳 | 6 | 5 | 1 | 10 | 3 | 7 | 10 | 5 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 | 35 | 16 | 19 |
| 50～59歳 | 11 | 4 | 7 | 2 | 1 | 1 | 9 | 5 | 4 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 14 | 12 |
| 60～64歳 | 7 | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 5 | 4 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 23 | 14 | 9 |
| 65歳以上 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 10 | 5 | 5 |
| 無回答 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 33 | 17 | 16 | 63 | 31 | 32 | 34 | 19 | 15 | 22 | 11 | 11 | 9 | 7 | 2 | 5 | 2 | 3 | 9 | 4 | 5 | 175 | 91 | 84 |

②障がいについて

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者が33人（19%）、療育手帳所持者が63人（36%）、精神保健福祉手帳所持者が34人（19%）、重複して手帳を所持している人で、身体障害者手帳及び療育手帳所持者が22人（13%）、身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳所持者が9人（5%）、療育手帳及び



精神保健福祉手帳所持者が5人(3%)、所持手帳について無回答が9人(5%)となっています。

身体障害者手帳所持者においては1級の手帳所持者が19人(58%)と最も多いです。また、部位別にみると肢体不自由の障がいがある人が24人(73%)で最も多くなっています。療育手帳所持者においては、B1、B2の中度軽度の人割合が高くなっています。精神保健福祉手帳所持者においては、2級の人が28人(82%)で最も多くなっています。

③居住地について

回答があった人の居住地については、八幡町61人(34%)、大和町24人(14%)、白鳥町47人(27%)、高鷲町9人(5%)、美並町28人(16%)、明宝2人(1%)、和良町3人(2%)となっており、郡上市内の人口比率にほぼ比例しているといえます。

(3) アンケートの集計結果について

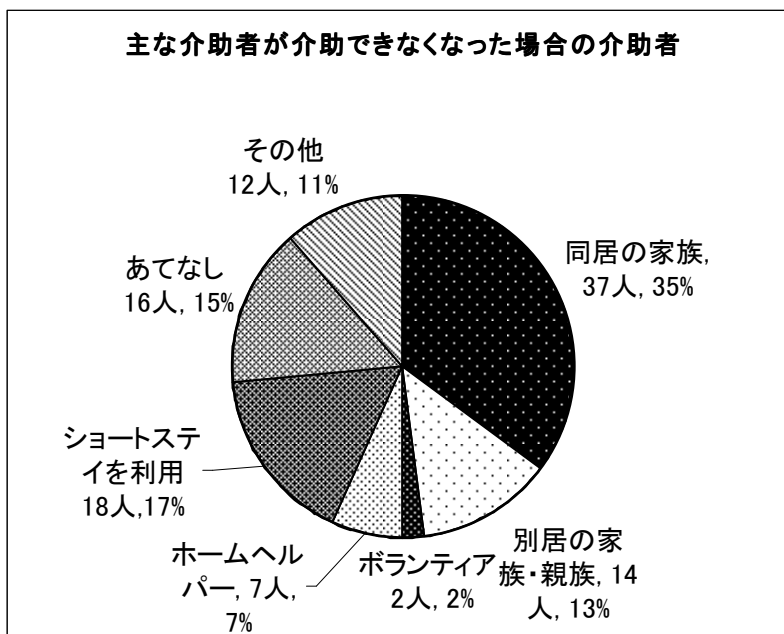
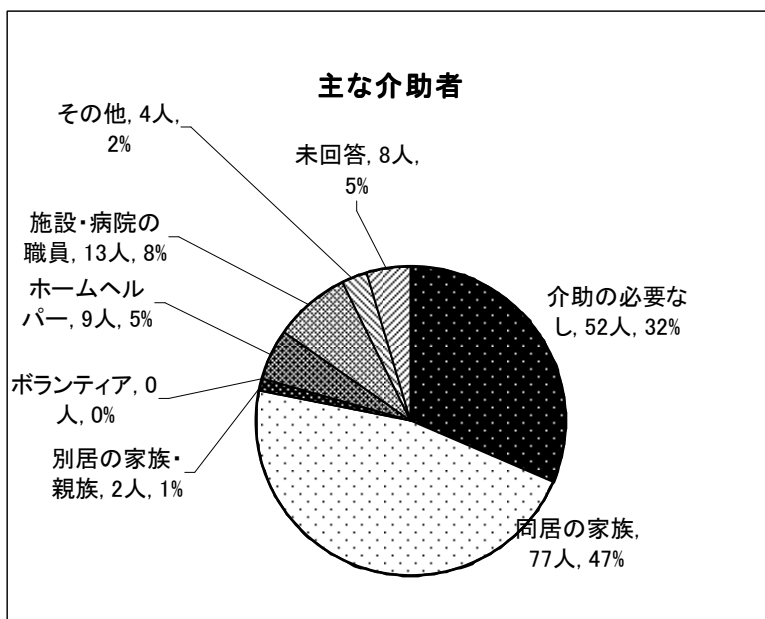
①日常生活について

食事をつくること、掃除・洗濯などの家事における支援の必要度が高くなっていることから、ホームヘルプサービスなどに対するニーズがみられます。また、買い物や外出においても支援の必要度が高くなっています。中でも、身体障害者手帳所持者においては、何らかの介助がないと外出することが難しい人の割合が高いため、外出時に利用できるサービスが求められています。その一方で、外出時にヘルパーが付き添う制度があることを「知らない」と回答した人が68人(41%)となっています。外出の頻度としては、「月に数回」「ほとんど外出しない」を合わせた割合が約5割を占めています。なかでも、「ほとんど外出しない」と回答した人は男性よりも女性の方が多くなっています。

さらに、療育手帳所持者においては金銭の管理や日常の手続きにおいて支援の必要度が高くなっています。このことから今後、成年後見制度なども利用が見込まれます。

②介護・介助する人の状況について

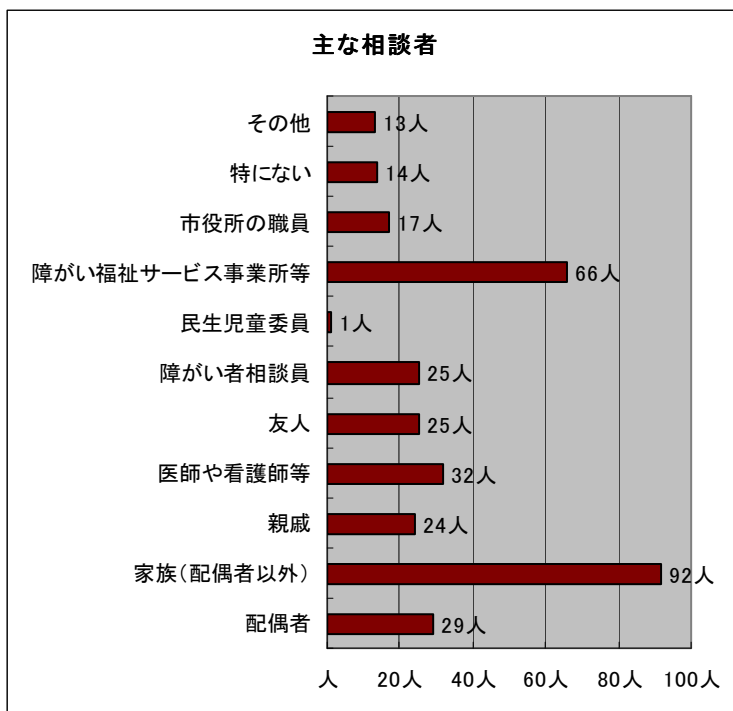
主な介助者が同居の家族と回答した人の割合がもっとも高くなっており、公的サービスへの依存度が低く、家族の負担が大きくなっています。また、主な介助者が一時的に介助できなくなった場合、同居の別の家族や別居の家族・親族の介助を望んでいる人が37人(35%)となっています。同時に、ホームヘルパーやショートステイなどの公的サービスの利用を希望している人も35人(34%)いることが分かります。また「あてなし」と回答した16人(15%)においても、何らかの公的サービスが必要になると考えられます。



介助者が抱える負担のなかで、心身の疲労と回答した人が61人(42%)と最も多くなっています。障がいの程度が重度であるほど、日常生活の中で介助する場面が多く、介助者の負担も大きくなると考えられます。必要な時に介助を頼めない人も多くなっていることから、一時的なショートステイや日中活動系サービスの利用が求められます。

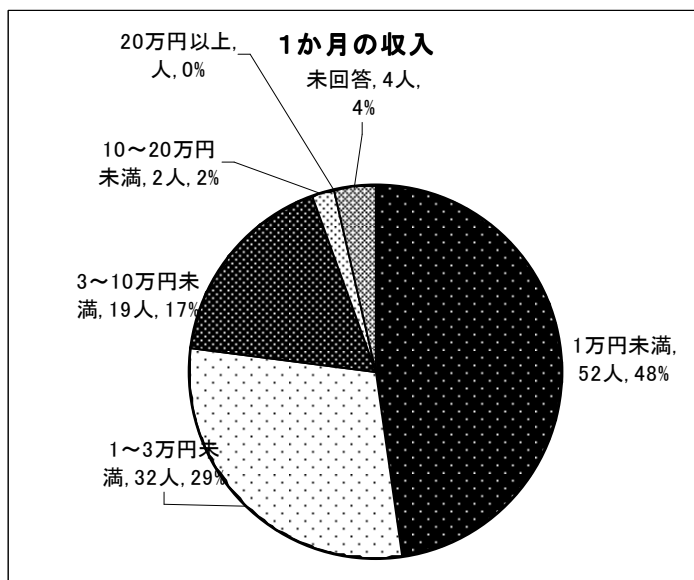
③相談先について

日常生活で困った際には家族や障がいサービス事業所に相談する人の割合が高くなっています。家族だけでなく、障がいサービス事業所も相談先として重要な役割を果たしていることが分かります。

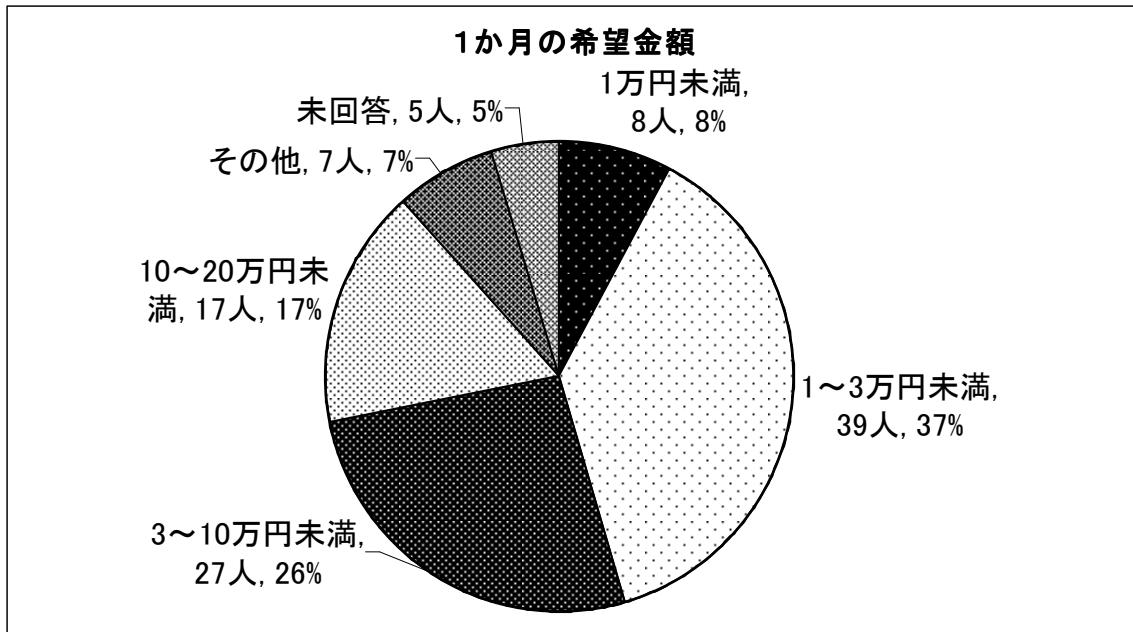


④経済的自立について

親の収入で生活している人が88人(51%)と最も多いです。回答者の特性として20歳未満の回答が多かったことが背景にあると考えられます。女性に比べて男性は本人の収入で生活している人が多くなっています。アンケートの対象者が障がい福祉サービス事業所への通所者であるため、本人の収入としては

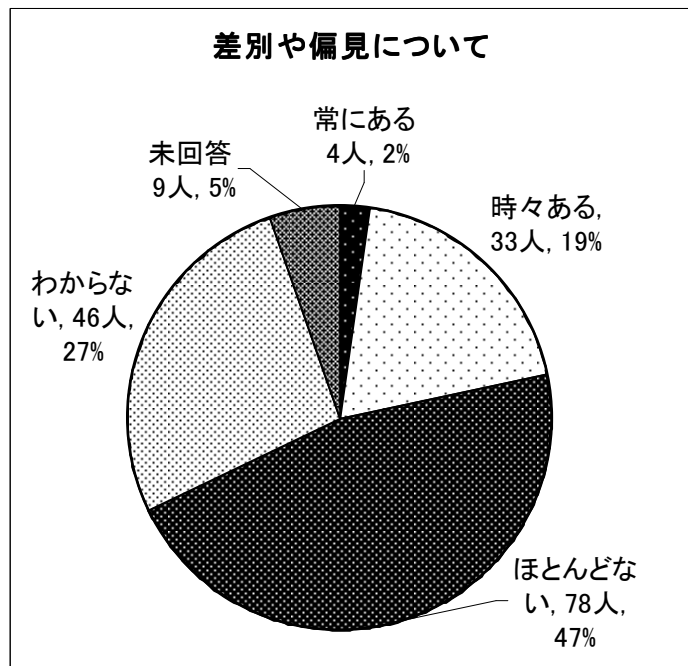


事業所で得られる工賃や障害年金であると考えられますが、1か月あたり16日~20日働いて得られる収入が1万円未満の方が多くなっています。その一方で、1か月あたり1万円~10万円の収入を望んでいる人が多く、得られる収入と希望する金額とに差があることが明らかになりました。



⑤ 偏見や差別について

「ほとんどない」と回答した人が78人（47%）と多くなっています。「時々ある」と回答した人の中で、療育手帳所持者の割合が高くなっています。知的障がいのある人には、パニックなど特異的な行動がみられることもあり、障がいに対する理解をはじめ、障がいに対する理解、接し方の普及啓発が求められます。

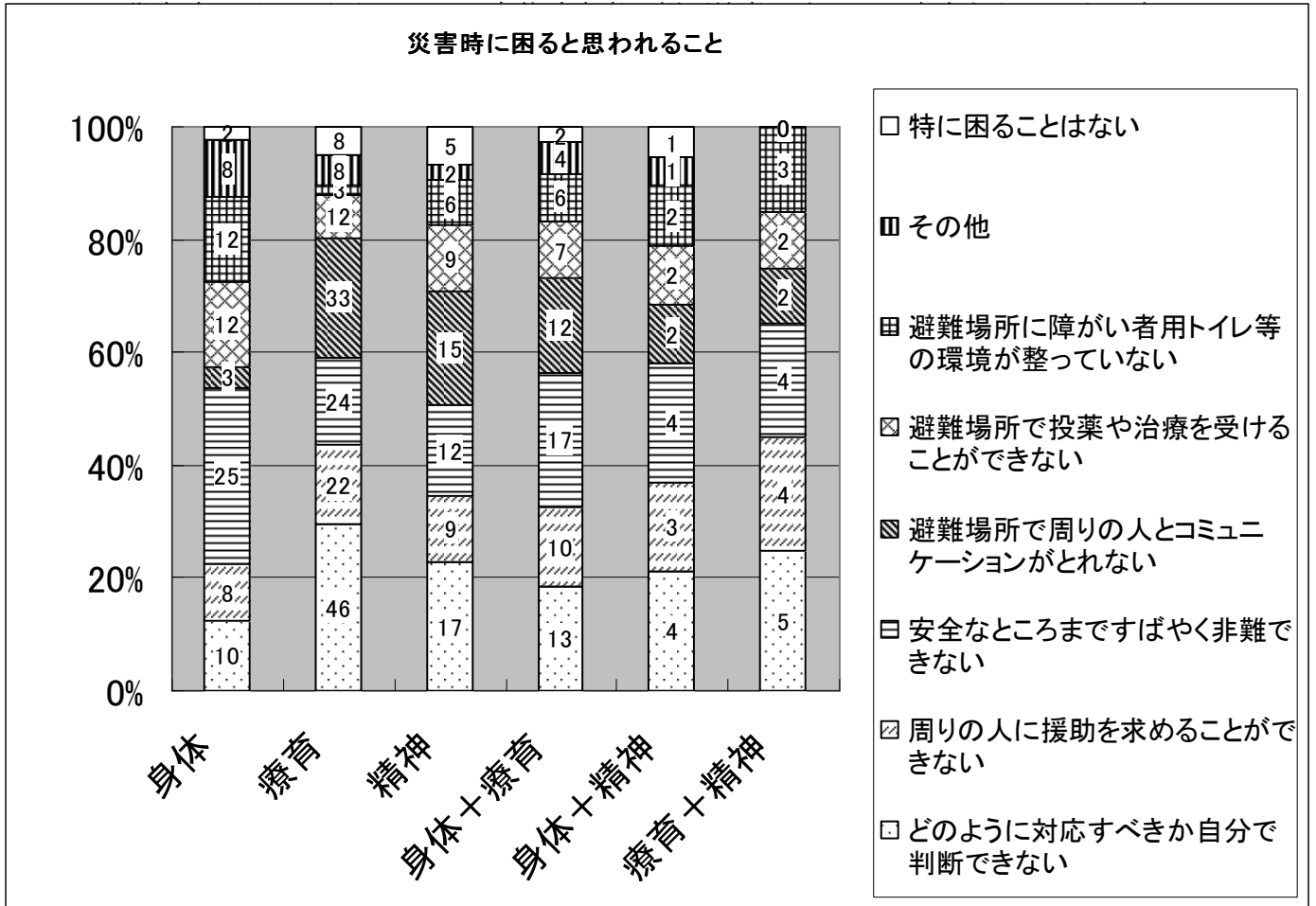


⑥ 住まいについて

大部分の人が持ち家に住んでいます。改修を検討したいと思う人においては、風呂や階段などの手すりについてが多くなっています。

⑦災害時の支援などについて

災害時には何らかの介助がないと一人で避難できないと回答した人の割合が高くなっています。また、療育手帳や精神保健福祉手帳所持者の中では、どこへ逃げてよいかわからない、なぜ、逃げなくてはいけないかがわからない場合も多く、日常の主な介助者がいない場合の対応が求められます。



⑧情報の取得方法について

携帯電話を利用していない人104人（60%）やインターネットを利用していない人138人（82%）が多くなっています。そのため、市のホームページを見たことがない人も135人（80%）と多いことが分かります。このような実態から、情報発信の方法として従来の音声告知放送等の活用を継続する事が重要です。

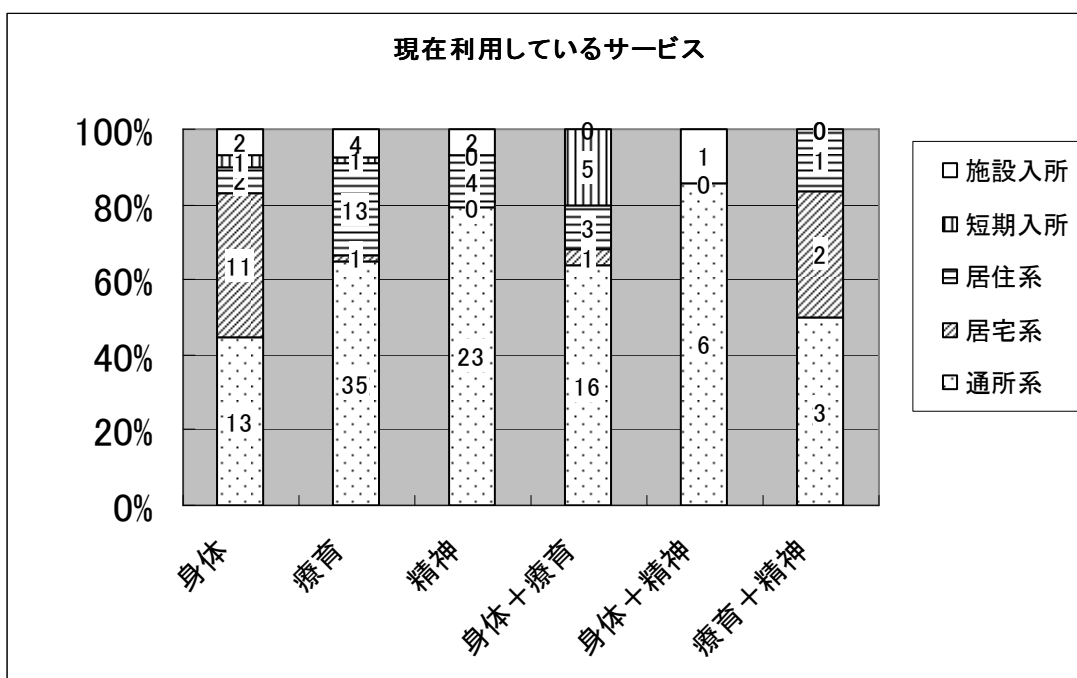
⑨利用中の障がい福祉サービスについて

通所系サービスを利用する人のうち、知的や精神に障がいを持つ人の割合が多く、83人(85%)となっています。居宅系サービスを利用する人の中では身体に障がいを持つ人が最も多く11人(73%)となっています。居住系（ケアホーム等）については知的障がい者の利用が最も多く、精神に障がいを持つ人の短期入所の利用はないことが分かりました。

「現在利用中のサービスに満足していますか」の問いに対し、「満足している」と「ほぼ満足している」と回答した人が84%を占める一方「あまり満足していない」と「満足していない」と回答した人が16%ありました。

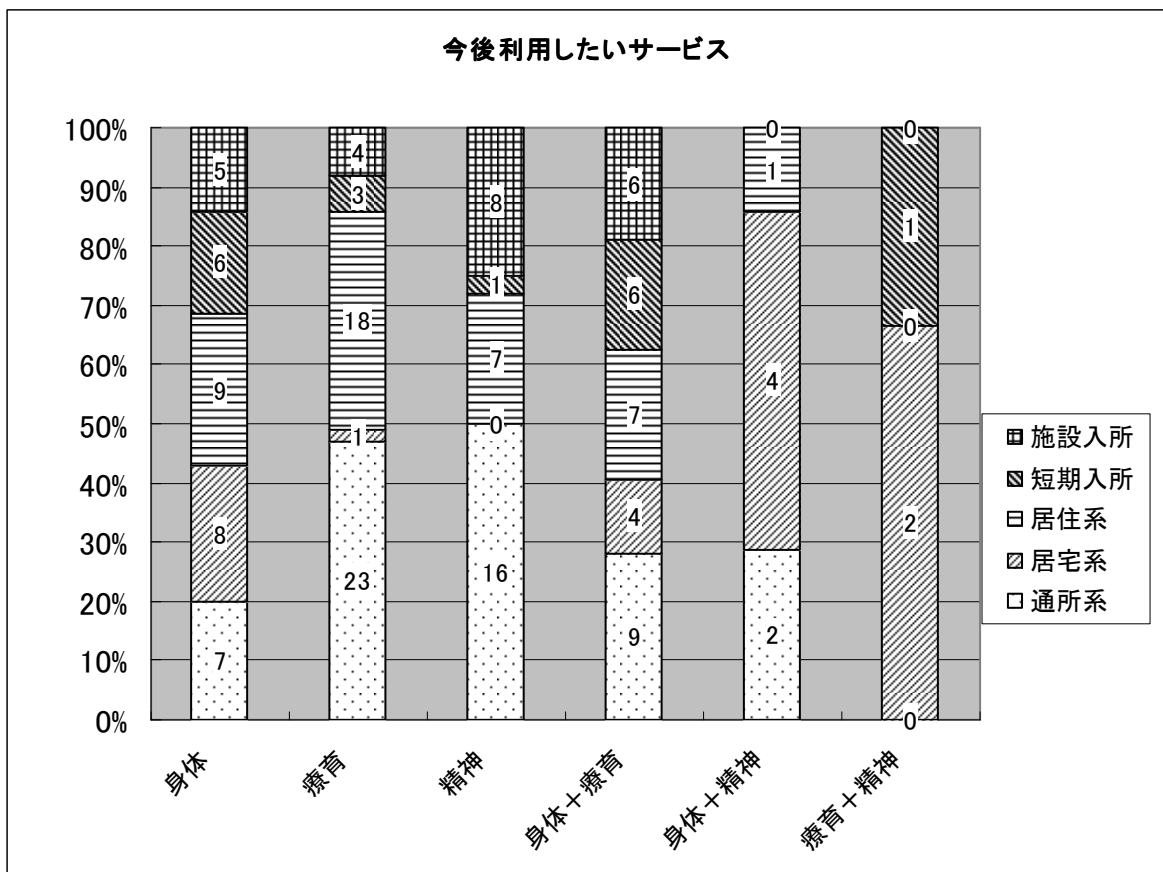
「あまり満足していない」「満足していない」と回答されたサービスでは通所系サービスが最も多く52%を占めております。その内容として、「工賃が安い」「ヘルパーや施設職員の対応がわるい」の事業所に対する不満が50%をしめました。

全体では、満足している人の割合が圧倒的に多いものの、少数の厳しい意見に耳を傾けることが事業所のスキルアップとなり、障がい福祉の向上につながるものと考えられます。



⑩今後、利用したいと思う障がい福祉サービスについて

今後利用したいと思う障がい福祉サービスについて、居住系（ケアホーム等）及び施設入所と回答した人は67人と多く、親亡き後に住む場所に対するニーズが高いことがうかがえます。しかし、利用時期については73%の人が未定と回答しており、将来の不安はありながら具体的な入居（入所）については予定がない人が多いことが分かりました。今後ケアホーム等の整備を推進する上で、介護者の高齢化により突発的なサービスの需要が高まる可能性を考慮しながらも、事業所の安定経営を促進する観点から施設整備が過度に先行し空床ができることがないように調整する必要があります。ひとつの方法として、具体的に入居を希望する人について情報を集約するなどの仕組み作りなどが必要と考えられます。

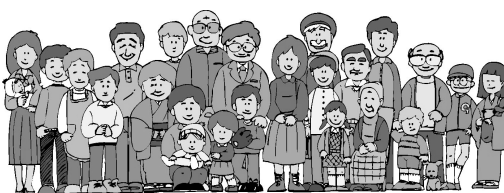


第3章 基本構想

1 基本理念

本市の総合計画の基本理念『みんなでつくる郡上 ～人と自然が調和した 交流文化のまち～』を受け、平成17年度健康と福祉に関する総合的な基本指針を定めた第1次健康福祉推進計画の基本理念を本計画の基本理念として定めます。

第1次健康福祉推進計画は、郡上市総合計画との整合性を図りつつ、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、すべての人が、人としての尊厳を持って、住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らしつづけられるよう、市民、地域、NPO、ボランティア団体、民間事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して、共に支え合い助け合うことができる保健・医療・福祉の連携の仕組づくりをめざすものです。



本市のような広大な山間地域においては、地理的、基盤整備の状況などにより、障がいのある人やその家族などが抱える課題は様々です。それらの問題を解決するためには行政の支援だけでは限界があります。

障がいのある人の自立と社会参加に対する市民の理解や取り組みがあれば、障がいのある人もない人も、すべての人が、住み慣れた地域で暮らしやすくしていくことが、本市の目指すまちづくりへとつながります。

そのためには、市民同士の日々の支えあいや助け合い、市民と企業、各種団体、行政などの協働により地域の活動を発展させていき、自分たちのまちは自分たちで創り、そしてより市民にとって暮らしやすい、質の高いまちを育んでいきます。

計画の基本理念

**みんなで創り、みんなで育む、
安心して暮らし続けられるまち 郡上**

2 計画の重点課題および実施目標

郡上市健康福祉推進計画では前述の基本理念のもと、

- ・一人ひとりの市民が、良好な健康感や生きがいを持ち自分らしく生涯を送りましょう。
- ・互いに支え合い安心して楽しく暮らし続けられる地域づくりを進めましょう。
- ・ノーマライゼーションの実現をめざすまちづくりを進めましょう。

の3つの達成すべき基本目標として設定しています。これらは、障がいのある人であろうとなかろうと区別するものではなく、むしろ障がいのある人にも積極的にその推進に参加していただく必要があります。こうした基本目標を達成するために本計画では、既存資料や障がい福祉サービスを利用する人へのアンケート調査や障がい福祉サービス事業所への意向調査を踏まえ、特に障がい者福祉の視点から検討し、次の4つの重点課題を実施目標として取り上げ、施策を推進していきます。

(1) 一貫した療育、教育体制の推進

近年、発達障がい児の増加が問題となっていますが、一つの要因として平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいに対する国民の関心が高まったことが挙げられます。また、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する地方公共団体の責務が明らかになり、乳幼児期から成人期まで地域における一貫した支援の促進が進められてきました。本市には療育の拠点として4か所のことばの教室があり、専門的知識を持つスタッフが相談や指導に当たっており、今後は、保育園や幼稚園との連携強化や保育士等スタッフに対する指導などを充実していく必要があります。

また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するための特別支援教育を推進する必要があります。

更に、障がいのある子どもが社会に出て地域で暮らす力を身につけられるよう、母子保健および療育・教育の充実を図る必要があります。

(2) 地域生活支援の充実

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支えるホームヘルプサービスやショートステイの充実、日中の活動の場となる通所施設や地域活動支援センターの利用促進、コミュニケーションなどの支援の充実を図る必要があります。また、入所施設や病院などから円滑に地域生活へ移行できるよう、障がいのある人個々の状態やニーズにあった支援を充実させる必要があります。具体的には住宅への入居支援や住宅の改造支援をはじめ、グループホームやケアホームの入居調整など、生活の基盤となる居住環境を充実させる支援が必要です。

また、障がいのある人と行政との接点となる福祉系の窓口や各振興事務所での必要な情報の提供体制の充実を行い、障がいのある人のニーズの日常的な把握と適切な対応に努めるとともに、保健師による訪問相談や専門の相談員による身近な地域での相談体制の整備、関係者による困難ケースの調整会議などの開催を今後も継続して実施することが必要です。

障害者自立支援法が障害者総合福祉法（仮称）に移行されることに伴い、相談支援が重要視されています。今後、障がい福祉サービスを利用するにあたっては、全ての利用者が計画相談を受け、ケアプランを作成することが必要となってきます。郡上市においても法改正の動向を見極めながら、市の相談支援体制の整備方針を定める必要があります。

(3) 障がい福祉施設の充実

本市には、小規模授産所が障害者自立支援法に基づく「就労継続支援B型」として指定を受けた事業所を中心に複数の通所施設があり、各事業所がそれぞれの特色を持ちながら障がい者の支援を行っています。

今回、通所者等を対象として実施したアンケート調査では、事業所に対する感謝の意見が多くありました。一方、工賃の増加や安定的な就職を望む意見も寄せられ、「就労継続支援A型」など雇用型の事業所の増加が望まれていることが判りました。

また、以前からニーズが高いとされている居住系サービス「ケアホーム・グループホーム」については、障がい者の「親亡き後」の生活の場としてニーズは高いものの、具体的な入居時期については「未定」と答える人が大半を占める結果となりました。このことから、引き続き民間法人による施設整備を推進するところですが、事業所の安定経営を図る観点から、施設整備の先行により空床が多くできないよう計画的な施設整備を推進します。

(4) 自立と社会参加の促進

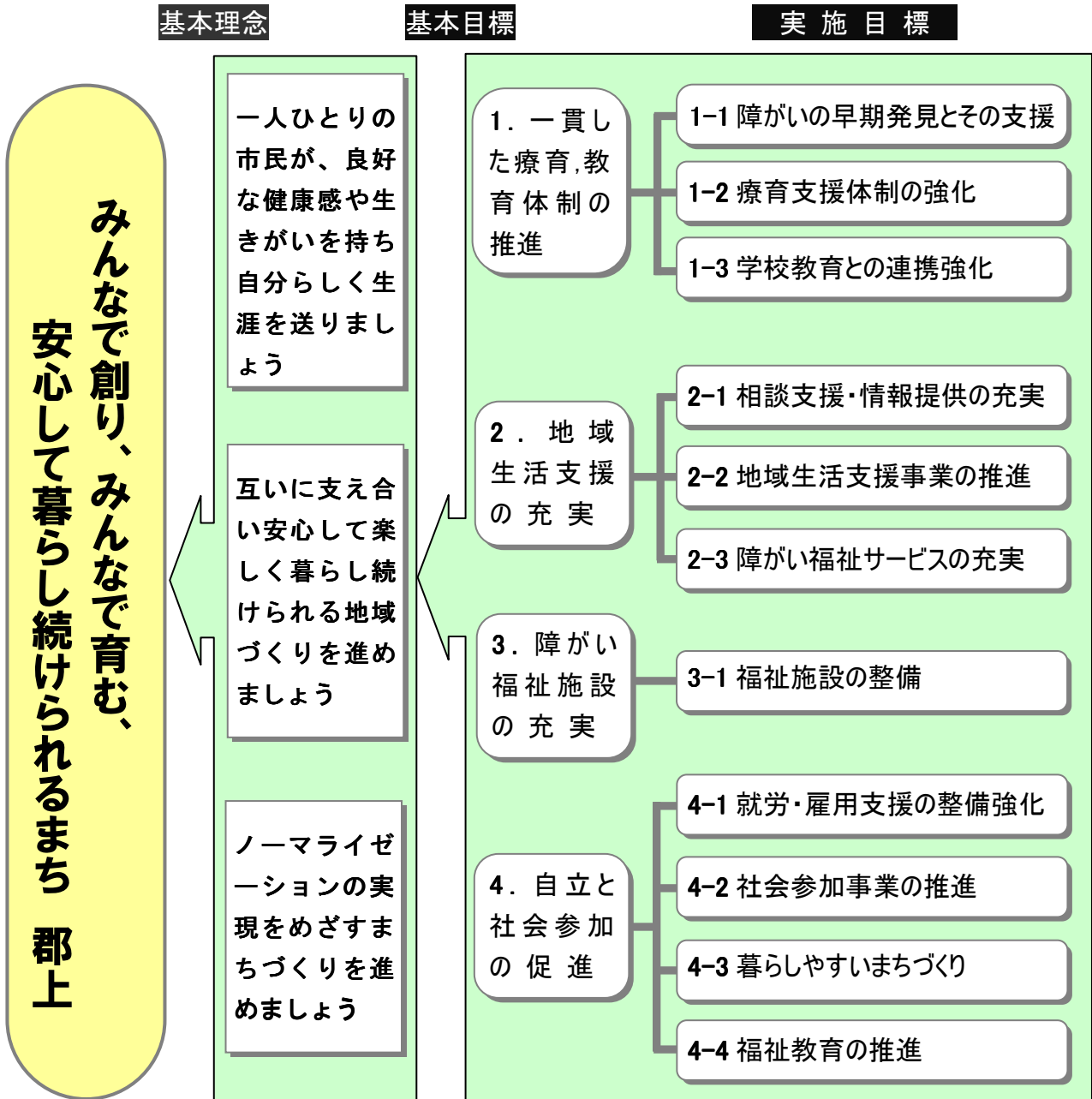
関公共職業安定所岐阜八幡出張所により、市内一般企業に対して障がい者雇用が働きかけられていますが、リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響等により雇用機会全体が減少傾向にあり、平成22年度における市内一般企業の障がい者雇用率は1.39%と障害者雇用促進法に定める一般企業の障がい者雇用率1.8%を下回っております。障がいのある人の自立と社会参加を進めるため、就業機会の拡大、生活環境の整備、障がいに対する理解のための啓発広報や教育による相互理解を深める必要があります。

障がいのある人が住み慣れた地域で、安定した質の高い生活が送れるよう、一般企業と就労支援事業者などが連携し、障がいのある人の雇用機会の確保拡大を図るとともに、就業への支援を充実する必要があります。

また、障がい福祉に対する行政と民間の役割分担を明確にし、自助、共助、公助により社会全体で相互を支えていく体制を作っていくことも必要です。

3 施策の体系

基本理念・基本目標に向け、計画の重点課題である4つの実施目標を実現するための施策を掲げました。



第4章 基本計画

1 一貫した療育、教育体制の推進

1-1 障がいの早期発見とその支援

◆現状と課題◆

市内の保育園・幼稚園において、発達障がいやその傾向にある幼児は増加傾向にあります。ほとんどの場合は乳幼児健診で発見されますが、市内には発達障がいの専門医療機関がなく、精密健診の場合は市外の医療機関を利用しています。県下でも発達障がいの専門医療機関は少なく、受診まで3ヶ月以上要することもあります。

本市では、乳幼時期に3ヵ月児から4ヵ月児、9ヵ月児から10ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳児の健診を実施しています。1歳6ヵ月児健診、3歳児健診では、ことばの遅れや人との関わり、問題行動等の視点からチェックし、発達障がい等の早期発見に努めています。

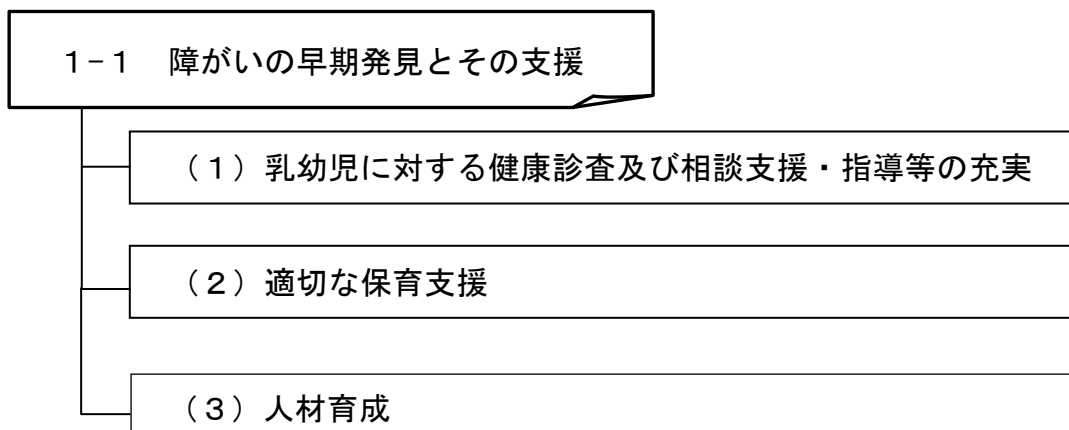
また、郡上市発達支援事業専門相談では、小児精神科医による相談を実施しています。

乳幼児期の相談として、乳幼児健康相談や臨床心理士等専門家による郡上市発達支援事業専門療育相談等実施し、育児についてきめ細かく相談に応じています。

要支援児や育児不安等のある保護者を対象に遊びの教室を実施しています。遊びの教室では、親子で遊びながら発達を促し育児の不安の軽減を図っています。

幼児期は、保育園・幼稚園という集団の場へ入り幼児の発達の問題が再認識されることも多くあるため、保育園・幼稚園への相談を実施しています。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 乳幼児に対する健康診査及び相談・指導等の充実

- ① 乳幼児健診を充実し、乳幼児の発達の遅れや障がいの早期発見、保護者への育児指導を実施します。
郡上市発達支援事業専門相談を継続し、小児精神科医による相談を実施します。
- ② 相談事業として、保健師・栄養士等による乳幼児相談、臨床心理士等専門家による郡上市発達支援事業専門療育相談、児童デイサービスでの相談等各種相談事業を実施し、保護者への支援を充実します。
- ③ 親子の遊びを通じて発達の遅れや子育てを学ぶ遊びの教室を実施します。

(2) 適切な保育支援

- ① 保育園児・幼稚園児での要支援児への相談は、児童デイサービスが中心となって実施しています。児童デイサービスの相談の他、必要に応じ郡上市発達支援事業専門療育相談等を紹介しています。引き続き、相談事業を継続し保育園・幼稚園をサポートします。
- ② 要支援児が保育園児・幼稚園児適切な保育を受けられるよう、対象児の把握方法である CLM 発達チェックや個別指導計画を普及します。
- ③ 県発達支援センターのぞみや中濃圏域発達支援センターの協力により、保育園・幼稚園の支援を継続します。

(3) 人材育成

- ① 児童デイサービスによる保育士対象の研修会を実施し、発達障がいや要支援児の保育について理解を図ります。
- ② 県の療育モデル事業に関係者が参加し、要支援児の保育方法や発達チェック、個別指導計画作成等を学びます。

< 県モデル事業研修会風景 >



1-2 療育支援体制の強化

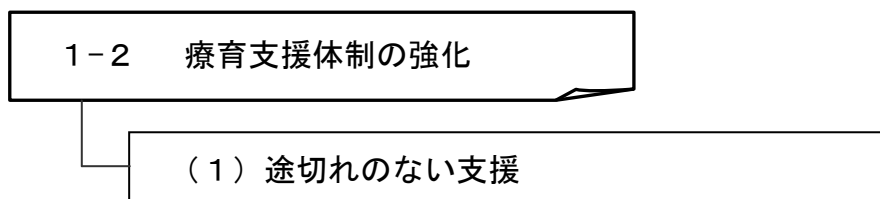
◆現状と課題◆

保健・福祉・教育が連携し、一人一人にあった途切れのない支援を行うために、幼児期から学童期、学童期から中学校等ライフスタイルごとに、会議や保護者との相談会等を実施しています。

市の療育の体制としては、乳幼児健診での早期発見、幼児期の各種相談事業での保護者への指導や育児支援、早期療育のための児童デイサービスでの指導、保育園・幼稚園での適切な保育、就学支援のための相談会、学校での個人に合った教育等実施しています。

市の療育機関として、児童デイサービスを4か所設置しています。児童デイサービスでは、一人一人に合った個別指導や小集団指導を実施しています。また、保護者への相談や親の会の育成等幅広く活動しています。この児童デイサービスを中心に、保健師・保育園・幼稚園、学校が連携し幼児期の指導方法を検討しています。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 途切れのない支援

子どもたちの発達と保護者の子育てを途切れなく支援を進めるため、保健・福祉・教育が協働し各期に応じた取り組みを行います。〈療育支援体制参照〉

市の療育機関での児童デイサービスは、障害者自立支援法から児童福祉法に移行し、名称や事業内容に変更があります。新制度の児童発達支援事業（仮称）では、現在までの相談事業や指導事業の他、保育園・幼稚園への訪問支援が位置づけられました。訪問支援によって、保育園・幼稚園の集団生活に適応した支援をより充実します。

〈保健・福祉・教育が連携して実施した研修会風景〉



<療育支援体制>

保健・福祉・教育 協働し途切れのない支援



支援

希望ヶ丘学園：地域療育システム事業、
中濃圏域障がい児発達支援センター、子供相談センター
教育委員会：子ども自立支援トータルサポート事業

1－3 学校教育との連携強化

◆現状と課題◆

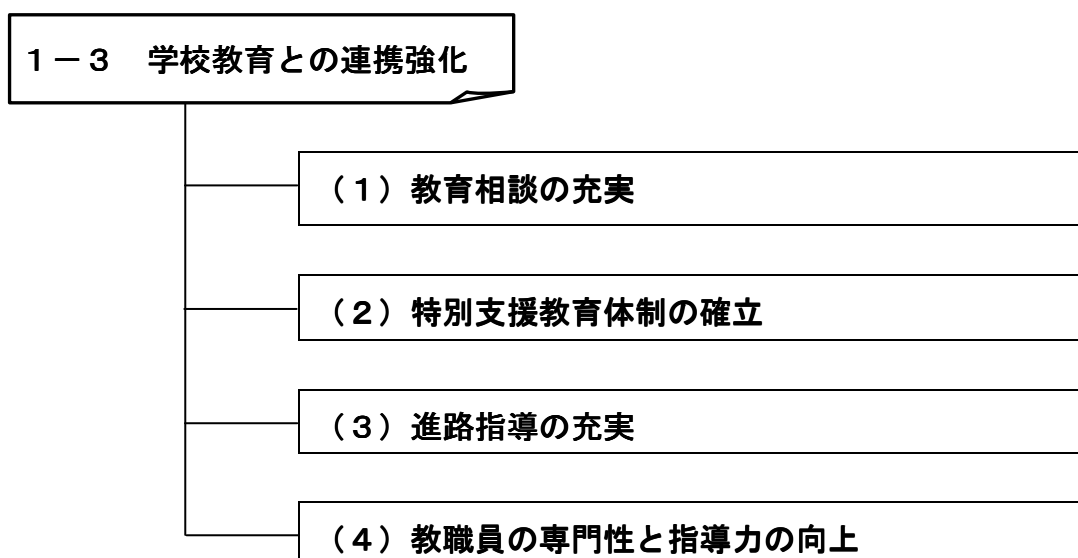
市内の小中学校において、発達障がいやその傾向にある児童生徒が増加傾向にあります。学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症などの発達障がいのある児童生徒のほとんどは通常学級に在籍しています。これらの児童生徒は、集団生活や学習に適応することが困難で、指導や対応に戸惑うこともよくあります。

教育委員会では、この現状を解決していくために、小中学校各校に特別支援教育コーディネーターを位置付けると共に、必要に応じて支援員や相談員を配置し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組んでいます。

また個別の教育支援計画を作成し、幼児期から中学校卒業までを見通した意図的・継続的な支援のあり方を明らかにすると共に、教職員の特別支援教育への理解と指導力を向上させるための研修も開催しています。

今後も「支援員・相談員などの配置」「相談活動の充実」「校内の特別支援教育体制の確立」「教職員の特別支援教育への理解と指導力の向上」に重点的に取り組み、特別支援教育のより一層の充実を図ることが必要であると考えます。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 教育相談の充実

- ① 保護者の教育上の悩みや不安を解消することができるよう、市、教育委員会、ことばの教室、特別支援学校などの関係機関が連携し巡回相談を実施します。
- ② 各学校の要請に応じ、当該児童生徒の支援のあり方についての訪問相談を行います。今後は、家庭教育相談員や臨床心理士などの専門相談員の拡充を図ると共に、特別支援教育の専門家チームを組織し、当該児童生徒や保護者、学校に対する支援と指導の充実に努めていきます。
- ③ 小学校就学児（年長児）を対象とする巡回就学相談の充実を図り、必要に応じ年中児などの相談まで拡充していきます。

(2) 特別支援教育体制の確立

- ① 各学校に、特別支援教育推進委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に全校体制で支援ができるようにします。
- ② 該当児童生徒の社会的自立に向けて、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成・実践・評価・改善を繰り返しながら指導と支援を充実させます。
- ③ 管理職をはじめとして教職員全員を対象に、特別支援教育に関する研修を位置付け、全校体制で障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援ができるようにしていきます。

(3) 進路指導の充実

- ① 特別支援教育コーディネーターや進路指導主事を対象とした研修会を実施し、全校体制で進路指導を行えるようにします。
- ② 障がいのある児童生徒が、社会的自立に向けて、望ましい就学・就職ができるよう、各小中学校、教育委員会、市健康福祉部、特別支援学校、ハローワーク等が連携しながら支援します。
- ③ 就学・就職後も望ましい生活や学習ができるよう、各小中学校、教育委員会、市健康福祉部、特別支援学校、事業所等が連携しながら支援します。

(4) 教職員の専門性と指導力の向上

- ① 教職員が、発達障がいのある児童生徒に適切な指導ができるよう、障がいへの理解、実態把握、支援や対応の方法等についての研修を行います。
- ② 必要に応じて、特別支援教育の専門家チームを組織し、学校と教職員に対する継続的な指導・助言を行い、特別支援教育体制の充実に努めていきます。
- ③ 必要に応じて、県教育委員会や大学、医療機関等からの専門的な指導者を招き、多様な障がいに応じた指導・援助についての研修を進めていきます。

2 地域生活支援の充実

2-1 相談支援・情報提供の充実

◆現状と課題◆

障がいのある人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするには、障がいのある人の日常生活を支えるとともに、家族等の介護・介助の負担を軽減することが必要不可欠です。障がいのある人へのアンケート調査結果においても、同居家族による介護・介助がほとんどで、同居家族の高齢化や不在の場合の介護・介助に対する不安があり、ホームヘルプサービスの需要の多さがうかがえます。

また障がいのある人が自ら必要なサービスを選択するには、どのようなサービスがあるか、手続きはどうしたらよいかといった情報などが必要となっています。

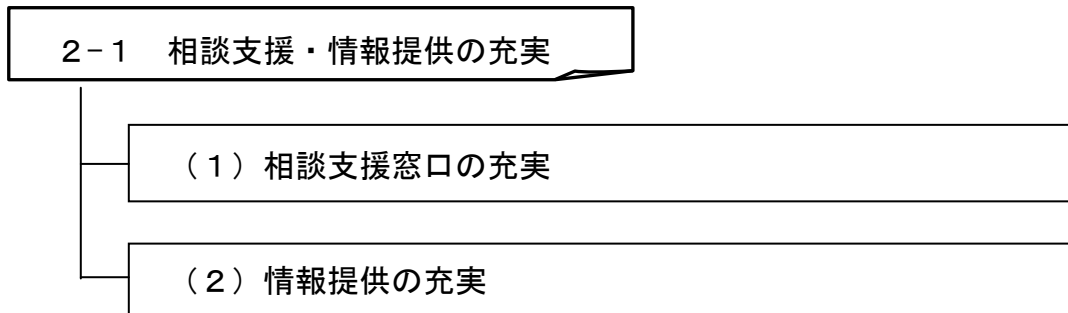
障がい福祉サービスの情報は県発行の『障がい者福祉の手引』をはじめ、市の広報誌やホームページなどに引き続き掲載し、積極的な情報提供に努めるとともに、市独自で障がい福祉サービス利用ガイド等を作成し、幅広く障がいのある人や関係者等に情報が周知できるよう努めています。

しかし、障がいのある人が自らの状況を的確に判断しサービスの利用につなげることは容易ではありません。アンケート調査によると日常生活で困ったときの相談相手として家族の次に障がい福祉サービス事業所が挙げられています。このことから各事業所もひとつの窓口として、関係者や関係機関が連携して障がい者の相談と当事者ニーズにあったサービスを利用できるよう努めます。

また、災害時に関することとして、アンケート調査結果においては、身体・知的障がいのある人が「災害時に一人では避難できない」と答えた人が最も多くなっています。また「介助者が必要」「どこへ逃げてよいかわからない」なども多くなっており、災害時の不安が多くあったことから災害時要援護者台帳への登録を勧めていきます。さらに、市内の各障がい者団体においても、その連絡網を活用した情報伝達や安否確認のための方策を検討するよう働きかけていきます。

障がいのある人と家族にとって、めまぐるしく変化する制度の中で、様々な情報を理解して安心してサービスを利用しながら暮らせるよう、必要な情報提供の推進や柔軟な対応が必要となっています。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 相談支援窓口の充実

- ① 身近な相談窓口として専門相談員配置の相談支援事業者、身体および知的障がい者相談員などを掲載した「岐阜県障がい者福祉の手引」を活用し、気軽に相談できるよう進めます。
- ② 相談支援事業者との連携を図り、専門相談員による巡回相談や訪問相談、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを進めます。
- ③ 関係機関との連携によりライフステージに合った相談支援ができる組織・環境を整えます。
- ④ 相談などで得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律など主旨をふまえ、適切な個人情報の管理を行います。

(2) 情報提供の充実

- ① 支援が必要な障がい者を災害時要援護者台帳へ登録し、自治会組織、民生委員、消防団などへ「要援護者台帳」、「要援護者マップ」の情報提供を行い、普段の見守りや災害時避難支援等を実施します。
- ② 広報誌、音声告知放送およびケーブルテレビ文字放送等による情報提供を引き続き実施すると共に、障がい者団体の連絡網を活用した情報伝達を検討するよう働きかけていきます。

2-2 地域生活支援事業の推進

◆現状と課題◆

地域生活支援事業は、障害者自立支援法に定められている市町村が実施する事業で、障がいのある人のニーズを踏まえ、創意工夫しながら効率的・効果的に推進する事業です。

現在、実施している事業のうち、日中一時支援事業や移動支援事業の利用が年々増加しており、日中一時支援事業は4事業所、移動支援事業は8事業所を指定しています。

このうち利用率が高い事業所は、日中一時支援事業が2事業所、移動支援事業は3事業所に留まっています。

一方、費用は年々増加し続けており、平成19年度と平成22年度を比較すると日中一時支援事業は1.2倍、移動支援事業は1.5倍にもなっています。これは制度の普及による利用者数の増加もありますが、一部の事業所に利用者が集中し、さらに長時間利用している状況があります。本制度を広範囲でより必要とする方に利用して頂くためには、利用率の低い事業所が利用しやすい体制を整えることが必要です。

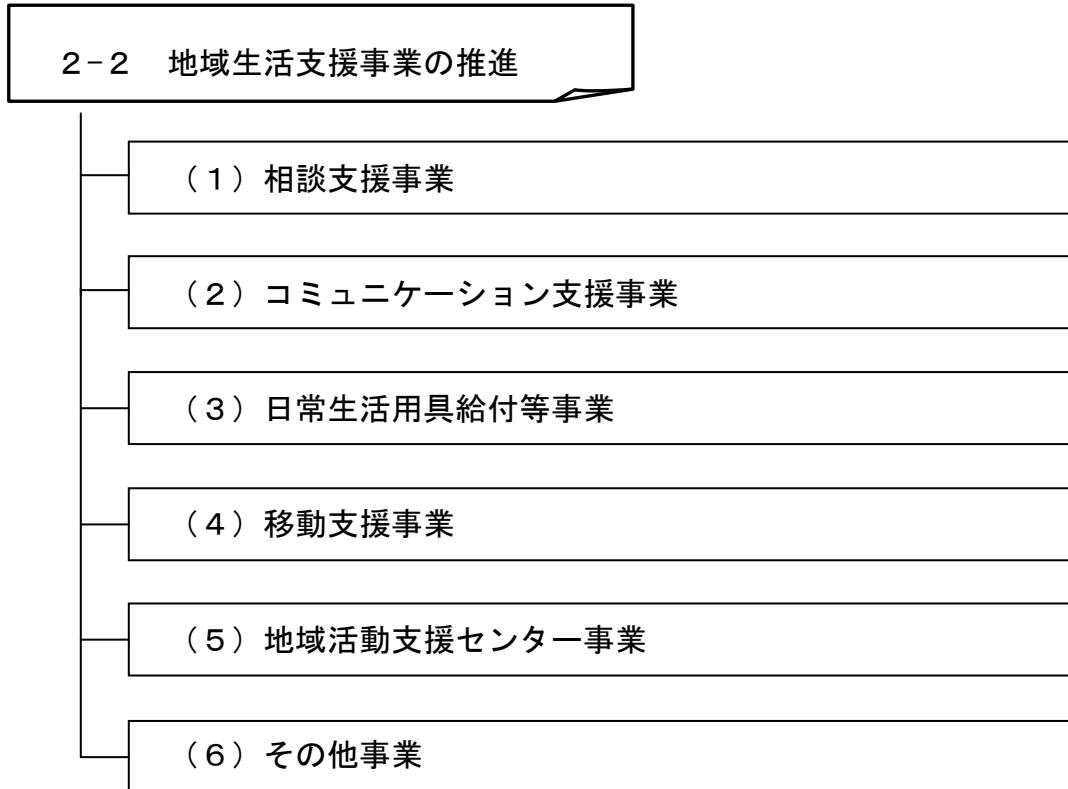
さらに、本事業を継続していくためには、実施体制などの抜本的な見直しを検討し、限られた財源で安定した運営を目指す必要があります。

また、入所施設や精神科病院からの地域移行や地域生活の充実を図るためには、相談支援機能の充実、ケアマネジメント体制の整備が不可欠です。これまで県において実施してきたノウハウを引き継ぐ形で進めるためには、より一層の相談支援の質の向上を図る必要があります。

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- その他の事業
 - (1) 訪問入浴サービス事業
 - (2) 日中一時支援事業
 - (3) 生活サポート事業
 - (4) 社会参加促進事業
- ①自動車運転免許取得・改造助成事業

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 相談支援事業

- ① 福祉サービスの利用のための情報提供や相談などを行います。
- ② 社会資源の活用や社会生活を高めるための支援を行います。
- ③ 相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など専門分野の人材の育成および確保を勧めます。
- ④ 相談者に対して円滑な相談支援が提供できるよう委託相談支援事業者と市内指定相談支援事業者等との連携強化を図ります。
- ⑤ 地域自立支援協議会の運営について関係機関と連携しながら進めます。
- ⑥ アンケート調査でも知的障がいのある人が金銭・財産管理に支援が必要であることがうかがえます。よって、成年後見制度などの充実と利用啓発を引き続き推進します。
- ⑦ 福祉サービスの内容を理解し、判断することが困難な障がいのある人が安心して必要なサービスを受けることができるよう社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を継続して支援します。

(2) コミュニケーション支援事業

- ① 聴覚、言語機能、音声機能などにより意思疎通を図ることに障がいのある人に対する手話通訳者等派遣の充実を図ります。
- ② 市主催の講演会などに手話通訳者を配置して、聴覚に障がいのある人でも参加しやすい環境を整備します。

(3) 日常生活用具給付等事業

- ① 重度の障がいのある人に対する、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付事業を行います。
- ② 給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境などを調査して、必要な者に適正な用具をより低廉な価格で給付できるようにします。
- ③ 給付の判断などが困難な場合には、身体障害者更生相談所などへ助言を求め適正な給付に努めます。

(4) 移動支援事業

- ① 屋外での移動が困難な障がいのある人に対する移動支援事業を行います。
- ② 個々の利用者の状況やニーズに応じて、他の移動支援サービスと調整しながら推進します。
- ③ サービス提供事業者の確保、ガイドヘルパーの養成など関係機関と協力して、進めます。
- ④ 突発的なニーズへの対応など、利用者が使いやすいサービスとなるよう、障がい種別に配慮したサービス提供体制の整備に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

- ① 障がいのある人がその有する能力および適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他福祉サービスの利用支援等を行います。
- ② 創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。
- ③ 社会との交流促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、調整等の事業を行います。

(6) その他事業

- ① 入浴が困難な在宅の身体障がいのある人などへの訪問入浴サービス事業を引き続き実施します。
- ② 入所施設において更生訓練を受けている人に対する更生訓練費の給付を実施します。
- ③ 障がいのある人などの日中における活動の場の確保や、介護者の一時的な休息の確保として日中一時支援事業を引き続き実施します。
- ④ 介護給付支給決定者以外の人に対する日常生活支援・家事に対する必要な支援を行う生活サポート事業を引き続き実施します。
- ⑤ 障がいのある人などの社会参加促進事業として、次の事業を推進します。
 - ・ 自動車運転免許取得費助成事業
 - ・ 身体障害者用自動車改造費助成事業

2-3 障がい福祉サービスの充実

◆現状と課題◆

障がい保健福祉の制度は、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療などを共通の制度のなかで提供するしくみづくりをはじめ、実施主体の市町村への一元化、就労支援の抜本的強化、障がいの程度に関する客観的な尺度の導入とサービスの支給決定過程の透明化、増大する福祉サービスの費用に関する国・県の負担の義務化、応益負担による利用者負担額などが障害者自立支援法により平成18年度に制定されました。

この法は、国における障がい福祉施策を抜本的に見直すものであり、地域生活支援と就労支援の基盤整備に着眼し、障がいのある人共通の自立支援を行うものであります。

しかし、応益負担の導入等を行ったことにより、障害者自立支援法違憲訴訟が起り、平成22年1月7日障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国において障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定などを謳った基本合意文書を取り交わしました。

その中で「国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障がい福祉施策の充実は、憲法等に基づく障がい者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。」とあります。現在、国において障害者総合福祉法(仮称)の制定にむけた協議が重ねられ、本計画の「第1章 計画の総論」のとおり「障害者総合福祉法がめざすべき6つのポイント」を目標に掲げられています。

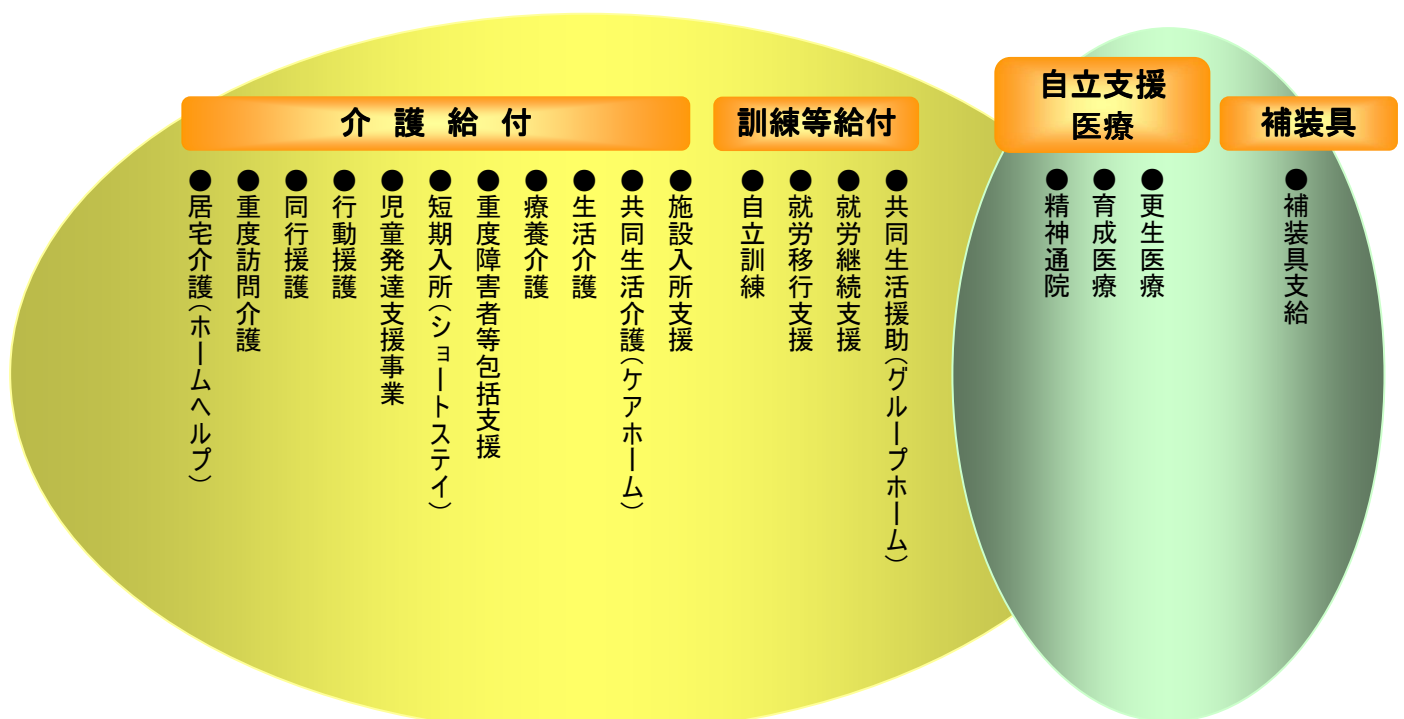
本市の第3期障がい福祉計画は向こう3年間の計画ですが、障害者総合福祉法の制定により計画期間途中の見直しを前提にこれまでの制度や改正が明らかになっている内容を踏まえたうえで、障がいのある人へのアンケート調査や障がい福祉サービス事業所への意向調査を基に策定しました。

本市では、こうした調査を踏まえたなかで、社会福祉法人等と協働で更なる障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の状態とニーズに応じたサービスの組み合わせにより、今後も自立した暮らしを支援していくことが重要であると考えます。そのため、郡上市総合計画を基本計画とした種々の福祉計画と連携して多様で柔軟な手法、地域住民の力を活かした取り組みなども考慮しながら推進する必要があります。

〔自立支援給付〕 介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具

障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスが自立支援給付です。

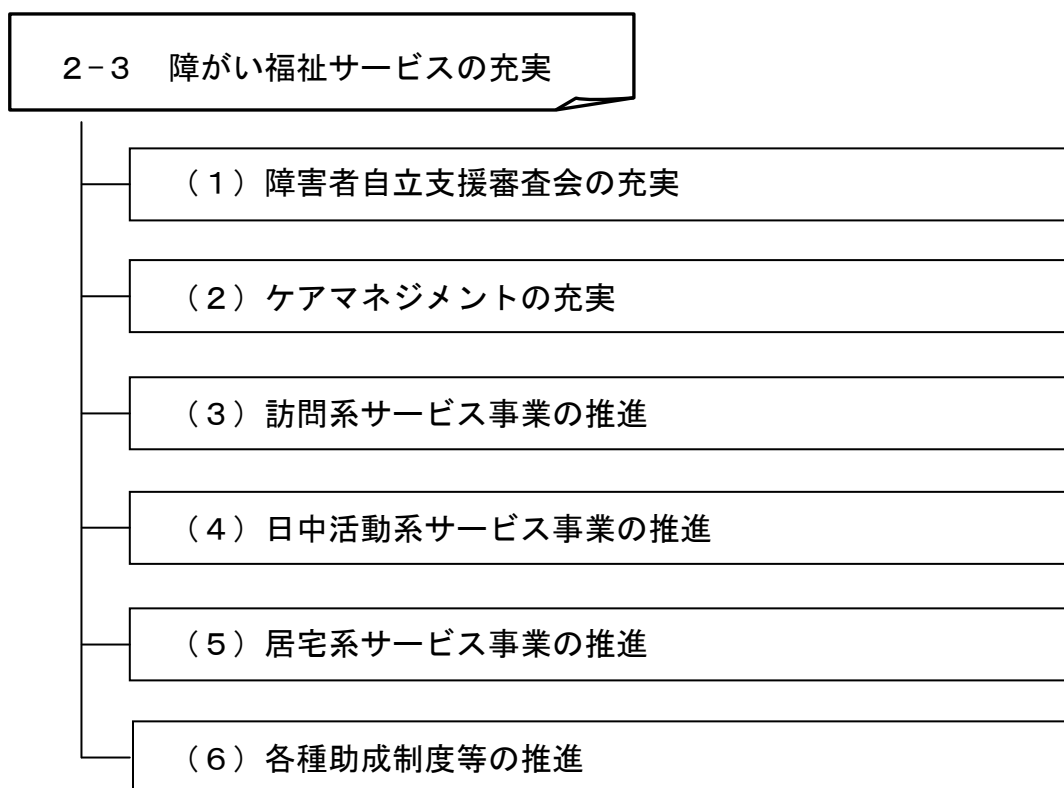
介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具



入所施設においては、「日中活動の場」と「住まいの場」とを分離し、昼間は「日中活動の場」として通所サービスを利用し、夜間は入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行なう「住まいの場」としての役割を果たすこととなります。また、在宅生活においては、必要に応じて、訪問系のサービスや通所系サービスを組み合わせ利用でき、障がいのある人の状態に合ったサービスを利用することができます。

利用料金は原則として1割を負担することになっていますが、所得に応じて月額の上限額が設定され、負担能力に応じた負担となるよう配慮されています。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 障害者自立支援審査会の充実

- ① 障害者自立支援法の介護給付における障害程度区分認定を行う障害者自立支援審査会を円滑に実施します。
- ② 障害者自立支援審査会の審査員および認定調査員について、各種研修会の参加によりスキルアップを図ります。

(2) ケアマネジメントの充実

- ① 障がいのある人や家族からの相談に応じ、障がいのある人の個々の心身状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、様々な障がい福祉サービスなどが適切に組み合わされ、計画的に利用できるようにする仕組みづくりに努めます。
- ② 個別支援会議などを開催するとともに、地域自立支援協議会を活用した関係者のネットワークづくりと関係職員のケアマネジメントの専門性の向上に努めます。

(3) 訪問系サービス事業の推進

- ① 精神障がいのある人、障がいのある子ども、難病患者等に対するホームヘルプサービスの充実とホームヘルパーなどサービス従事者の専門性の確保と資質の向上を図ります。
- ② 重度の肢体不自由の障がいのある人、視覚に障がいのある人、行動援護を必要とする人および意思疎通に著しい困難が伴う重度障がいのある人の地域生活支援のため、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援事業が実施できる事業者および従事者の育成に努めます。
- ③ 地域自立支援協議会成人部会を通じて事業者間の連携強化を図ります。

(4) 日中活動系サービス事業の推進

- ① 市内の介護保険施設の生活介護および自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所としての指定、市内の日中活動系サービス事業所の普及によりサービス等の充実が図られております。今後もサービスの充実に努めるとともに、サービスを必要とする人の利用を促進します。
- ② アンケート調査では、障がいのある人が一ヶ月に16日から20日働いて得られる収入は3万円未満が最も多く、また月に1万円から10万円程度の工賃を希望していることもわかりました。このことから日中活動系サービス事業所においては、さらなる賃金アップの方策を検討するよう働きかけていきます。

(5) 居宅系サービス事業の推進

- ① 日中活動系サービスや居住系サービスを提供する社会福祉法人やNPO法人などと協働してグループホームやケアホームなどの施設の整備を進めるため、利用者ニーズを的確に把握したうえで、需要に応じた施設整備を推進します。

(6) 各種助成制度等の推進

- ① 障がいのある人の移動サービスとして、地域生活支援事業の移動支援事業、在宅障害者交通費助成および福祉有償運送など効果的に推進します。
- ② 国や県の制度である特別障害者手当および特別児童扶養手当などの各種福祉手当の支給を継続して実施します。
- ③ 市が必要と判断する事業は市単独事業として継続実施できるよう努めます。

3 障がい福祉施設の充実

3-1 福祉施設の整備

◆現状と課題◆

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、民間法人による障がい福祉サービスの提供が進められるようになり、市内においても障がい福祉に関わる複数の法人により、さまざまな障がい福祉サービスを提供されるようになりました。なかでも就労継続支援B型事業や生活介護事業を始めとする日中活動系の事業所には多くの利用者があり、一般就労が難しい障がい者に対する日中の支援として大きく貢献しております。

アンケート調査においても各事業所に対する感謝の意見が多数ありましたが、一方で工賃の増加や就職等による収入の増加を望む意見も多く寄せられました。

今後、障がい者の自立や社会参加を助長するために、いかに一般就労に繋げるかが課題であり、障がい福祉サービス事業所と企業の連携強化や、就労継続支援A型など雇用型の事業所の創設が望まれます。

以前から介護者の高齢化等による「親亡き後」への不安の声は高く、そのニーズに対応すべく市内の複数の法人によりケアホームやグループホームの整備が進められ、平成23年度末には市内の居住系施設は6カ所（定員数計39人）となります。今後も、入所施設からの地域移行が促進されることや介護者の高齢化が進むことから、居住系サービスのニーズは継続することが見込まれますが、アンケート調査では、将来的にはケアホームグループホームを利用したいが、時期は未定と答える人が多い結果となりました。

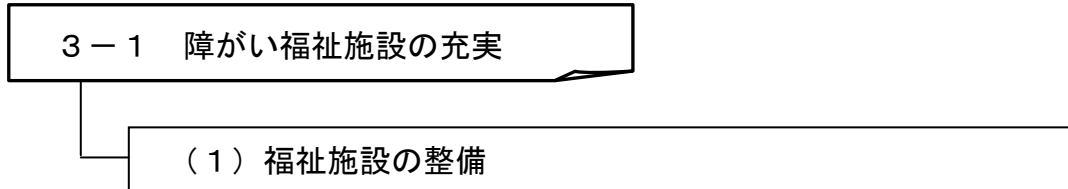
こうしたことから、引き続き民間法人による施設整備を推進するところですが、法人の安定経営の観点から施設整備の先行により空床が多くできないことがないよう、また、障がい者や介護者の不安が軽減されるよう、その時点でのニーズを的確に把握しながら各法人との連絡調整を密にする必要があります。

障害者自立支援法から障害者総合福祉法（仮称）に転換されるにあたり、相談支援に関する重要性が叫ばれており、障がい福祉サービスの利用者については平成24年度から3年間のうちに計画相談を受け、ケアプランを作成することが必要となります。今後、障害者総合福祉法の動向を見極めながら、郡上市における計画相談の実施方法について早急に検討することが必要となります。

アンケート調査の結果、市内の障がい福祉に関わる法人の努力により、障がい福祉サービスを提供する事業所が増加し、障がい者や介護者の負担の軽減につながり生活が豊かになりつつあることがうかがえます。一方、自由意見の中に少数ではありますが事業所に対する不満の声も寄せられました。今後、ニーズに対応するために事業所数の増加を促進するばかりでなく、そうしたことについても郡上市地域自立支援協議会等におい

て情報を共有し、各サービス事業所のスキルアップを図ることが、一層の障がい福祉施設の充実につながると考えます。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 福祉施設の整備

- ① 障がい福祉施設については、国県の補助制度を活用しながら、民間による整備や運営を促進します。
- ② 日中系サービス事業所については、一般就労につながるようハローワークや企業との連携を強化するほか、雇用型事業所の整備を促進します。
- ③ 障がい者の生活の場であるケアホームやグループホームの整備については、必要とする人の数を随時把握できるよう心掛け、施設整備の先行により法人の負担となることがないように配慮しながら整備を促進します。
- ④ 相談支援の充実を図るため、障害者総合福祉法（仮称）や他市町の動向を見極めながら郡上市における計画相談事業所の整備を促進します。
- ⑤ 介護者の疾病やその他の理由で、在宅での介護が一時的に困難となった場合などの受入れ施設として「短期入所」の整備を促進します。

また今後のニーズとして医療行為が必要な障がい者の受け入れが想定されるため、そうした人の受け入れについて医療機関等に働きかけます。

- ⑥ 身近な場所でサービスが受けられるよう、障がい福祉サービス事業所以外でも、介護保険の高齢者デイサービスセンターを生活介護及び自立訓練の基準該当事業所として指定しております。市内の障がい福祉サービス事業について、障がいのある人や介護者に対しPRし周知することで、介護者の負担軽減、本人が安心できる在宅生活を促進します。

4 自立と社会参加の促進

4-1 就労・雇用支援の整備強化

◆現状と課題◆

関公共職業安定所岐阜八幡出張所により、市内一般企業に対して障がい者雇用が働きかけられています。リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響等により雇用機会全体が減少傾向にあり、平成22年度における市内一般企業の障がい者雇用率は1.39%と障害者雇用促進法に定める一般企業の障がい者雇用率1.8%を下回っております。

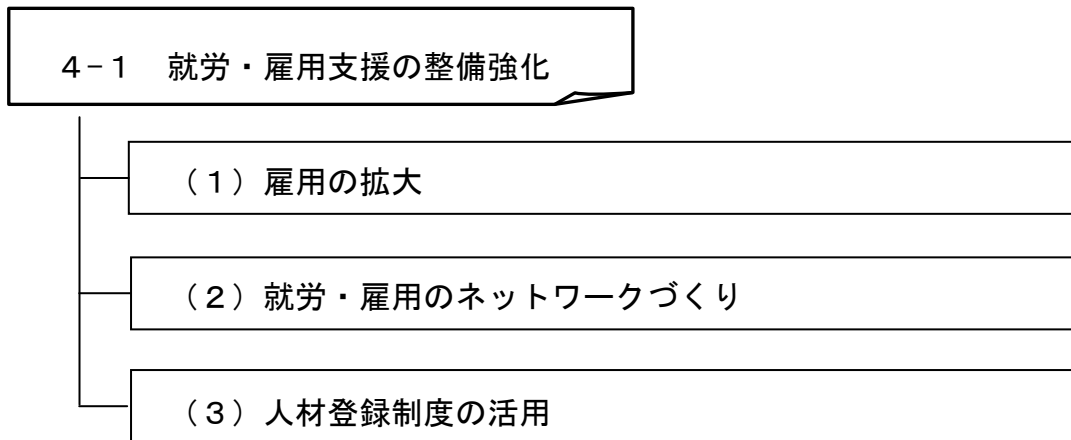
障がい福祉サービス事業所に通所する人を対象としたアンケート調査では、現在の工賃等による収入について月額3万円以下と答える人の割合が最も多く、月にどのくらいの収入を望むかの間に対しては1～10万円程度と回答する人の割合が多かった結果となりました。障がい者が障がい福祉サービスの利用で安定した収入を得るためには、「就労継続支援A型」など雇用型事業所の増加を促進することが必要であるほか、一般企業への就職へつなげるための訓練である「就労移行支援事業」のサービスを提供する事業所の増加を促進する必要があると考ます。

また、例えば自閉傾向にある障がい者は、健常者に比べ細かく根気のいる仕事に適している場合があるなど、障がいの特性を把握して、企業側にそうした理解を深める活動をする必要があります。

障害者雇用促進法の施行により、障がいのある人の雇用機会の拡充を図ることとなり、市の施設にも障がいのある人を雇用しており、今後も継続していきます。

また、関公共職業安定所岐阜八幡出張所と連携して市内企業に対して雇用の拡大への働きかけを行うことが必要です。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 雇用の拡大

- ① 関公共職業安定所岐阜八幡出張所および特別支援学校との連携を図り、人材募集情報の提供や職業相談の開設を検討します。
- ② 市の施設における障がいのある人の雇用を継続します。
- ③ 企業や商工会などへ障害者雇用促進法による雇用義務制度や給付金制度などの周知を図り、障がいのある人の雇用拡大に対する働きかけを行います。
- ④ 雇用型の障がい福祉サービス事業の増加を促進します。

(2) 就労・雇用のネットワークづくり

- ① 郡上市地域自立支援協議会において、福祉・雇用・教育などのネットワーク強化を促進し、障がいのある人のニーズに関して共通認識を持ち、各分野の特性を活かして効果的な役割分担を行い、就労・雇用に向けた取り組みを実施します。
- ② 障がいのある人と企業の間立ち、就業と生活の一体的支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、精神障害者ステップアップ雇用事業の活用を図り、障がいのある人への就労・定着支援を進めます。
- ③ 障がいのある人の働く場を確保するために商店街の空き店舗を利用するなど、障がい福祉サービス事業所の自主製品販路拡大のための取り組みを推進します。

(3) 人材登録制度の活用

- ① 障がいのある人が円滑に雇用されるよう、関公共職業安定所岐阜八幡出張所への登録制度を活用します。

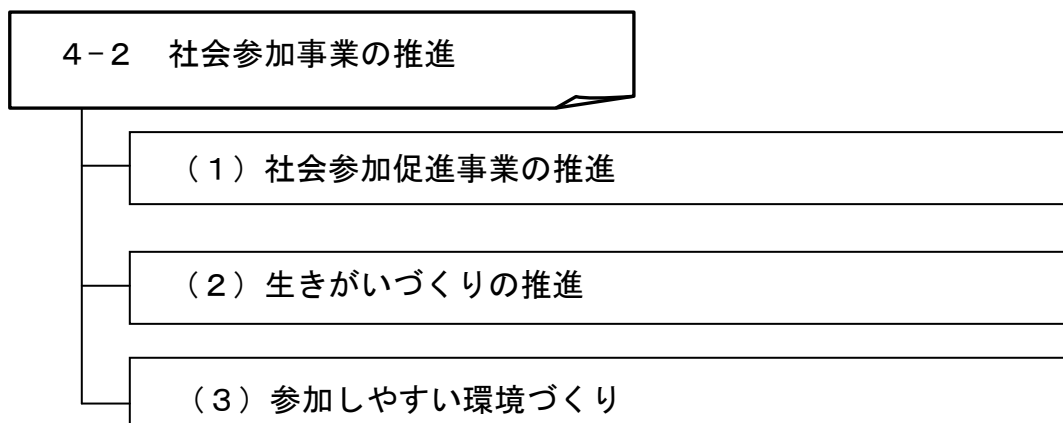
4-2 社会参加事業の推進

◆現状と課題◆

障がいのある人や、その家族会および障がい福祉サービス事業所の関係者による、障がいのある人の交流やステージ発表を通じての趣味や生きがいをづくり、県や市の障害者福祉協会が行うスポーツ・レクリエーションの講習や軽スポーツ大会、体育大会が行われていますが、これらの活動に障がいの有無に関わらず市民がボランティアとして幅広く参加して、健常者との交流と相互理解を進める必要があります。

今後は、障がいの種別や年齢などにかかわらず、障がいのある人一人ひとりにあった様々な学習機会とスポーツに接する機会が提供できるように、教育委員会や社会福祉協議会と連携しながら推進します。

【施策の体系】



◆施策◆

(1) 社会参加促進事業の推進

- ① 地域生活支援事業の自動車運転免許取得・自動車改造助成事業に取り組みます。
- ② 障がいのある人のスポーツ活動への関心を高め、障がいのある人も参加可能な種目など情報提供に努めます。
- ③ 県が実施する障がいのある人の社会参加や在宅就労を促進させるパソコン教室等の開催を支援します。

(2) 生きがいつくりの推進

- ① 生きがいつくりのための趣味や文化活動を推進します。
- ② 障がい者団体が行なう障がい者スポーツなどを支援します。

(3) 参加しやすい環境づくり

- ① 市主催の講座に必要な応じ、手話通訳者などを派遣するなどの配慮を行い生涯学習などへ障がいのある人の参加を促進します。
- ② 公共施設へのエレベーター、スロープ、車椅子の設置を継続し、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 障がいのある人が団体に社会参加する場合の支援など、各制度を活用しながら必要な支援に努めます。

4-3 暮らしやすいまちづくり

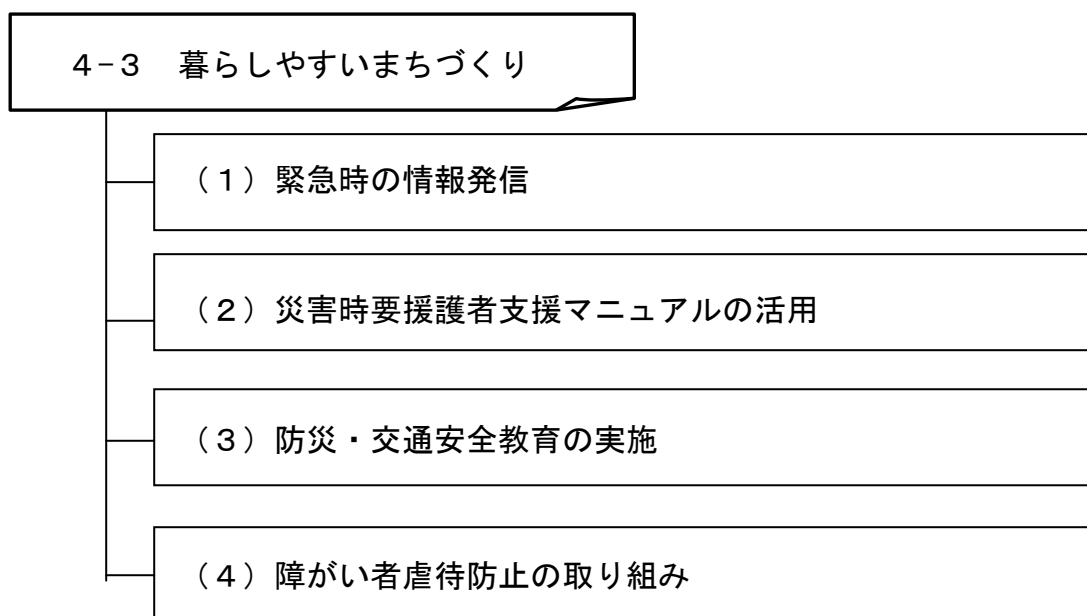
◆現状と課題◆

市内の障がい者の災害に関する意識として、アンケート調査の結果、災害時に一人で避難できないと答えた人の割合が多く、その理由として「どのように対応すべきか自分で判断できない」や「安全なところまですばやく避難できない」と回答した人が多い結果となりました。

障がいのある人など要支援者に対する防災対策として、災害時要援護者支援マニュアルが作成されるなど地域支援活動の整備が進められており、今後は市民と行政の協働をさらに進め、市民や障がいのある人が安心して暮らせる快適なまちづくりを進める必要があります。

また、暮らしやすいまちづくりをすすめるにあたって障がい者（児）に対する虐待は、その尊厳を侵す深刻な問題です。これまで郡上市において具体的に報告を受けた事例はありませんが、他人事ではなく身近に起こりうる問題であることを認識する必要があります。

【施策の体系】



◆施策◆

(1) 緊急時の情報発信

- ① 音声告知放送、行政防災無線を利用した緊急時の情報発信を進め、災害時における被害軽減に努めます。
- ② 大規模災害発生時における情報発信の手段など適切な方法を検討します。
- ③ 緊急通報システムの活用および消防本部や自治会など関係機関と連携しながら、緊急時における地域見守りネットワークづくりに努めます。

(2) 災害時要援護者支援マニュアルの活用

- ① 災害時要援護者支援マニュアルを有効に活用するため、要援護者台帳へ登録し、市民と協働により支援を実施します。

(3) 防災・交通安全教育の実施

- ① 避難訓練をはじめとした地域における防災活動を推進し、障がいのある人の参加を促進します。
- ② 地震時の被害を軽減するため、家具転倒防止器具設置等の啓発に努めます。
- ③ 障がいのある人が、交通事故などに遭うことがないように、交通安全教育を関係機関と連携して実施します。

(4) 障がい者虐待防止の取り組み

- ① 障がいのある人への虐待に対する対策を一層強化するため、平成24年10月1日に施行される障害者虐待防止法に基づく「障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待の予防や、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応・再発防止等について取り組みます。
- ② 虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄・無視）、経済的虐待がありますが、虐待をしている人にその認識が無かったり、虐待を受けている人も家族や生活を守るために表立った行動が起こせず発見が難しいのが現状です。また、対応についても、ケースにより様々な機関の支援が必要となる場合があります。障害者虐待防止法の施行に併せ虐待についての予防・発見・対応についての体制づくりを進める必要があります。

4-4 福祉教育の推進

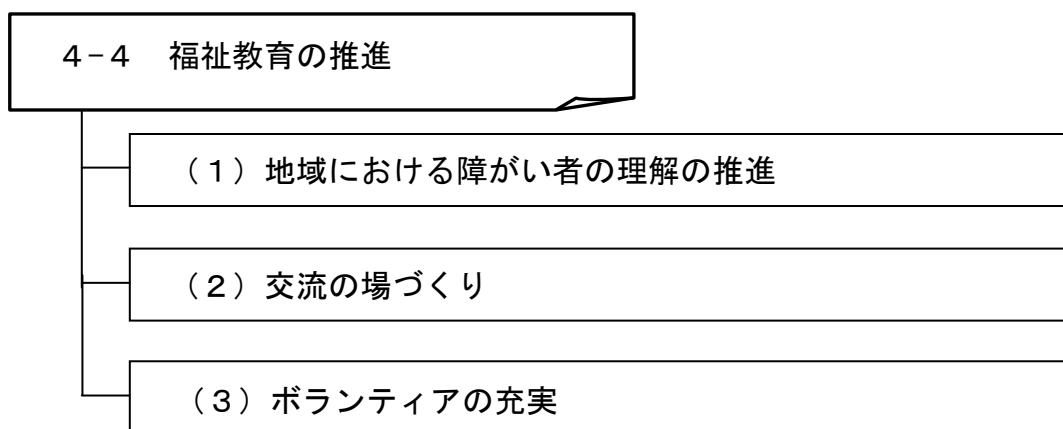
◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で安心して日常生活を送るためには、広く市民がボランティア活動に参加し、障がいのある人との交流を深め、障がいに対する正しい理解をすることが必要です。

市民一人ひとりが、あたたかい思いやりのある心を持ち、互いに支え合い助け合って生活できる地域づくりのため「ノーマライゼーション」の理念の啓発、福祉教育やボランティア活動への参加機会の充実などが必要です。

現在、郡上市社会福祉協議会において市民共育講座（福祉文化カレッジ）、福祉共育（教育）事業、ボランティア講座など様々な福祉教育の活動を実施していますが、市ではこれらの活動を支援し、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて、ノーマライゼーションの理念を広める必要があります。

【施策の体系】



◆ 施 策 ◆

(1) 地域における障がい者の理解の推進

- ① 広報誌、ケーブルテレビなどを通じて、障がい福祉にかかわる各種情報の提供を行い、障がいのある人に対する市民の理解と啓発を推進します。
- ② 障がいに関する福祉講座により障がい福祉の理解と啓発に努めます。

(2) 交流の場づくり

- ① 福祉推進校事業助成を始めとする福祉共育（教育）事業などにより、市内の子どもたちの福祉体験や思いやりの心を育む福祉教育を推進します。
- ② 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校および教育委員会との連携を図り、障がいのある人との交流による福祉学習の機会を推進します。

(3) ボランティアの充実

- ① 手話や点訳などの技術的なボランティア講座などにより、障がいのある人を支援するボランティア養成に努めます。
その他、発達障がいなど今後ニーズが高まる分野についても、ボランティアの育成を検討します。
- ② 参加しやすいボランティア講座にするため、講座メニューの検討や身近な地域での開設などの検討を行い、ボランティア講座への参加を促進します。
- ③ ボランティア活動など市民活動の拠点としてのボランティアセンターを開設致しましたので、今後は市内ボランティア団体などの交流の場づくり、相談窓口の開設支援や生涯学習活動との連携による活躍できる場づくりを進めます。
- ④ ボランティアセンターの活用によりボランティア相談窓口、個別支援、情報提供、保険加入など支援します。

第5章 数値目標

1 地域生活等への移行に関する数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設からグループホームやケアホーム、一般住宅等に入居し、日中活動系サービスを利用して、地域に安定的に定着できる人の数値目標を設定します。本市の平成17年10月1日現在の入所者数から、本人の年齢や入所施設での生活状況等により地域生活への移行が可能と判断した7人からアンケート調査等による施設入所待機者4人を差し引き、3人分の減少を目指します。

なお、地域移行の際は、入居施設や日中活動系の事業所、相談支援事業所等の支援を得ながら、円滑にグループホームやケアホームまたは在宅生活に移行できるよう支援します。

| 項目 | 2期計画 | 平成23年度末見込 | 3期計画 | 備考 |
|-----------------------|------|-----------|------|---|
| 入所者数 | 68人 | | | 平成17年10月1日施設入所者数 (A) |
| | 65人 | 69人 | 66人 | 2期計画は23年度末施設入所者数目標 3期計画は26年度末施設入所者数 (B) |
| 【目標値】 削減見込み | 3人 | △1人 | 2人 | 2期計画は23年度末削減見込数 3期計画は26年度末削減見込数 (A)-(B) |
| 【目標値】 地域生活 移行者数 | 17人 | 7人 | 7人 | 入所者のうち、施設入所からグループホームやケアホームなどへ地域移行する人の数 |

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除く。

削減見込み（地域移行7人）－（新規入所4人）＝3人減となるが、入所者数は平成23年度末で1人増加しているため、目標値は2人となる。

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

本市では依然として厳しい経済状況であり、生活保護受給者も増加傾向にあるなかで雇用の確保は大きな課題といえます。こうした状況ですが、障がいのある人の就労支援のため平成26年度において*福祉施設から就労移行支援事業などを通じて、一般就労に移行する人数を第2期計画と同数の3人として数値目標を設定します。

| 項目 | 2期計画 | 平成23年度末見込 | 3期計画 | 備考 |
|------------------------|------|-----------|------|---|
| 平成17年度 年間一般就労移行者数 | | 1人 | | 平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成18年度 年間一般就労移行者数 | | 0人 | | 平成18年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成19年度 年間一般就労移行者数 | | 0人 | | 平成19年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 【目標値】 当該年度の一般就労移行者数 | 3人 | 0人 | 3人 | 2期計画：平成23年度年間 3期計画：平成26年度年間 一般就労する人の数 |

※福祉施設とは、

- ・身体障害者 — (旧法)更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 — (旧法)更生施設、授産施設、小規模通所授産施設
- ・精神障害者 — (旧法)生活訓練施設(援護寮)、授産施設、小規模通所授産施設
- ・入所施設 — (新法)施設入所支援施設

2 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービスの数値目標

ア 居宅介護（ホームヘルプサービス）

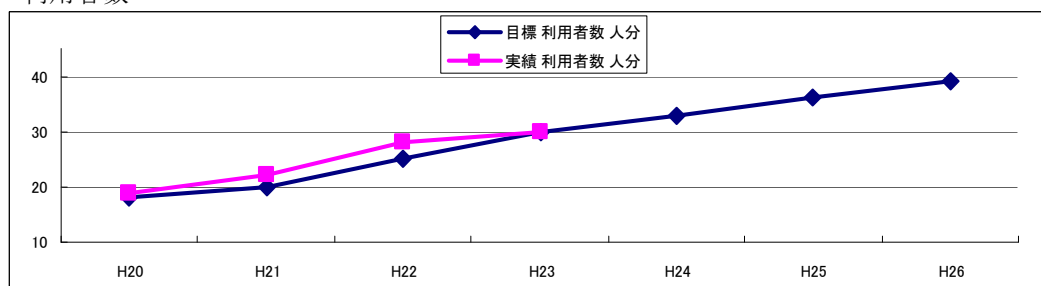
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。第2期計画の目標と実績に基づき平成26年度までの数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

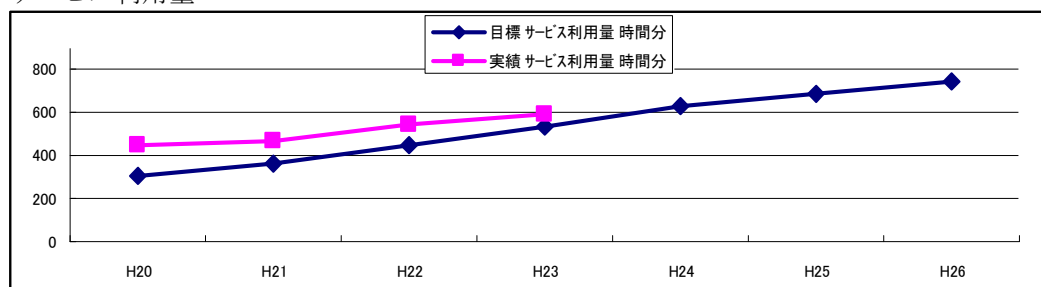
| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|------|-------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数 人 分 | 33 | 36 | 39 |
| | サービス見込量 時間分 | 630 | 690 | 750 |

「人分」:月間の利用人数 「時間分」:月間のサービス提供時間

利用者数



サービス利用量



イ 重度訪問介護

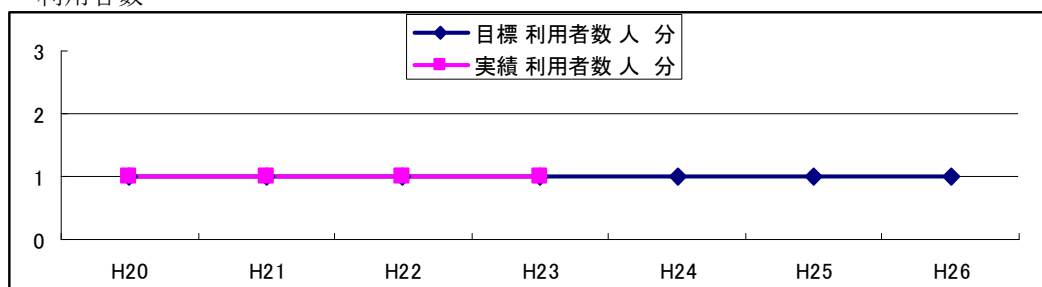
重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。同一箇所に長時間（3時間以上）滞在し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。利用者1人のため、第2期計画と同様の数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

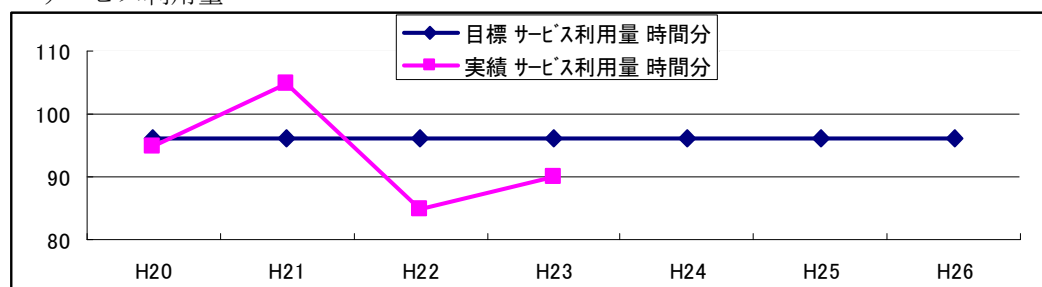
| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------|---------|------|------|------|
| 重度訪問介護 | 利用者数 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス見込量 | 96 | 96 | 96 |

「人分」:月間の利用人数 「時間分」:月間のサービス提供時間

利用者数



サービス利用量



ウ 同行援護

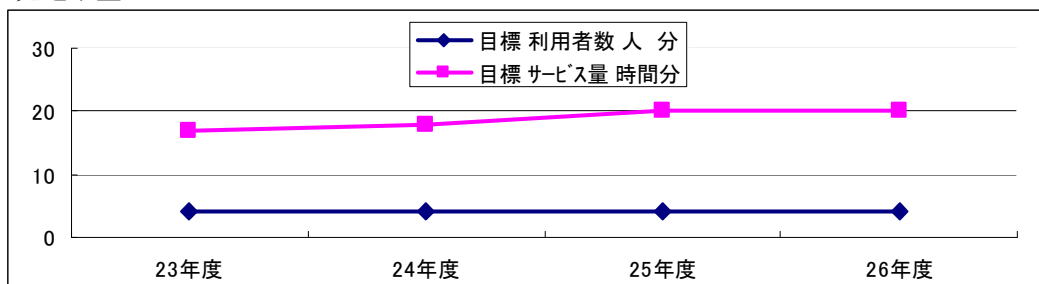
平成23年10月に新たなサービスとして設けられました。視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する人につき、外出時において必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。見込み量については、移動支援事業における視覚に障がいのある人のサービス利用状況から数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

| 区 分 | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|-------------|------|------|------|------|
| 同行援護 | 利用者数 人 分 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | サービス見込量 時間分 | 17 | 18 | 20 | 20 |

「人分」:月間の利用人数 「時間分」:月間のサービス提供時間

見込み量



エ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときには生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。

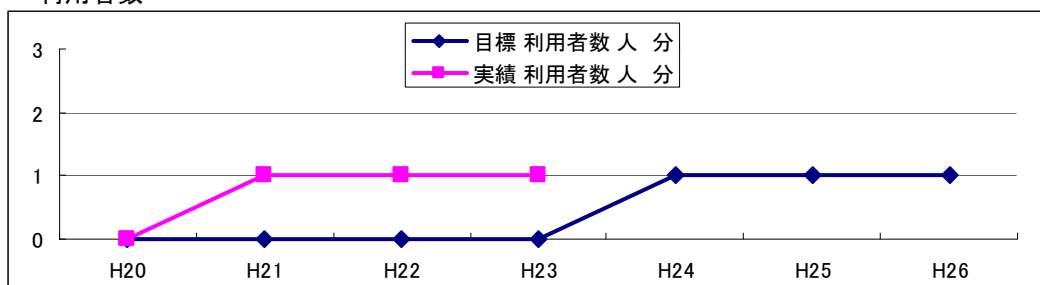
第2期計画では利用者が見込めないため設定していませんでしたが、平成21年度において1人の方が対象となりました。この方の利用状況より平成26年度までの数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

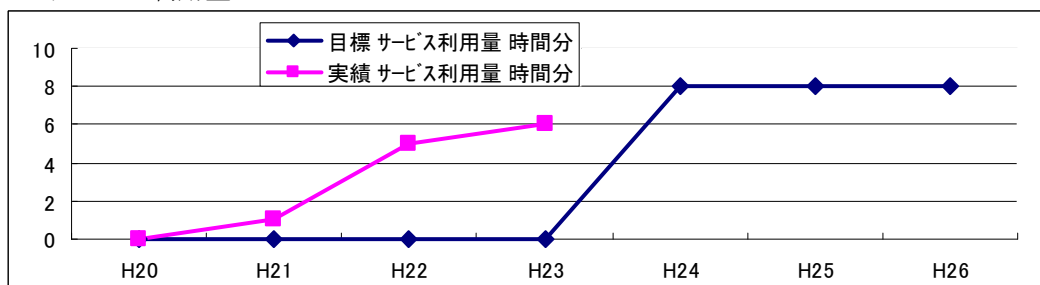
| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|---------|------|------|------|
| 行動援護 | 利用者数 | 1 | 1 | 1 |
| | サービス見込量 | 18 | 20 | 20 |

「人分」:月間の利用人数 「時間分」:月間のサービス提供時間

利用者数



サービス利用量



オ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難が伴う重度の障がいのある人を対象として、必要とする居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

(今回は、重度障害者等包括支援を必要とする障がいのある人の利用が見込めないため見込量を算出しないが、利用対象者が見込める時点で見込量を検討)

見込み量（1月当たり）

| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|------------|-------------|-------|-------|-------|
| 重度障害者等包括支援 | 利用者数 人 分 | 0 | 0 | 0 |
| | サービス見込量 時間分 | 0 | 0 | 0 |

「人分」:月間の利用人数 「時間分」:月間のサービス提供時間

② 見込み量の考え方

平成20年度から平成23年度の各サービス利用者数と利用量、今後3年間の利用者数や利用量の見込みをグラフ化して推測するとともに、新たなサービスについては利用希望者数などを踏まえて見込み量を定めました。訪問系サービスの利用希望はアンケート調査によると19名あるので、今後も増加すると思われます。

③ 見込み量確保のための方策

ア ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努め、また専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

イ サービス利用について市内における地域間の格差を解消するため、訪問系サービスを提供する事業者について、事業規模の拡大や新たな事業については早期に指定を受けるよう働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービスの数値目標

ア 生活介護

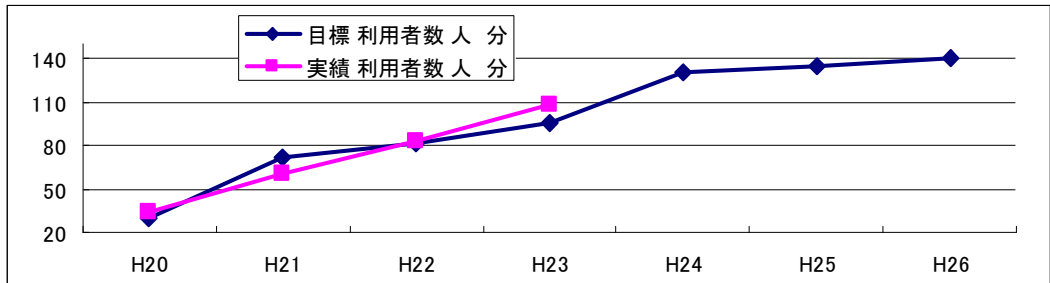
常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。平成23年度末において、全ての旧法施設が新法へ移行すること、また事業所においては6名の定員増が見込まれることからこれらを勘案し、またその後は微増すると見込み数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

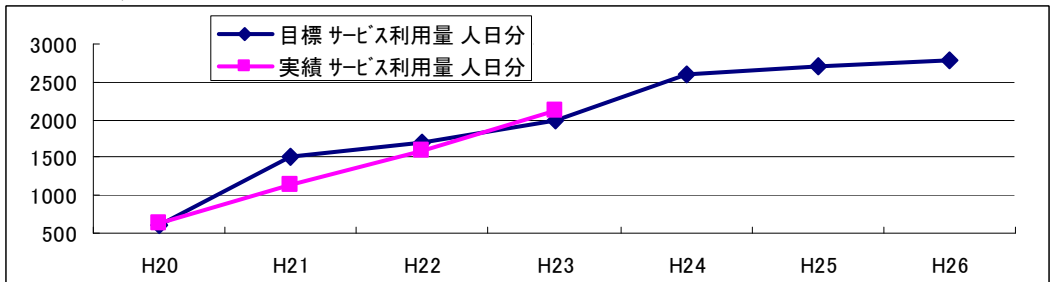
| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|------|---------|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 利用者数 | 130 | 135 | 140 |
| | サービス見込量 | 2,600 | 2,700 | 2,800 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



イ 自立訓練（機能訓練）

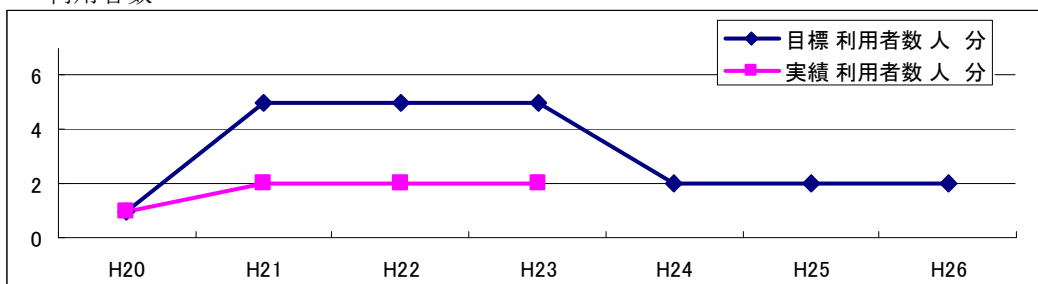
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。利用期間が1年6ヶ月であるため第2期計画時に想定した利用が見込まれなかったため、利用実績に基づき数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

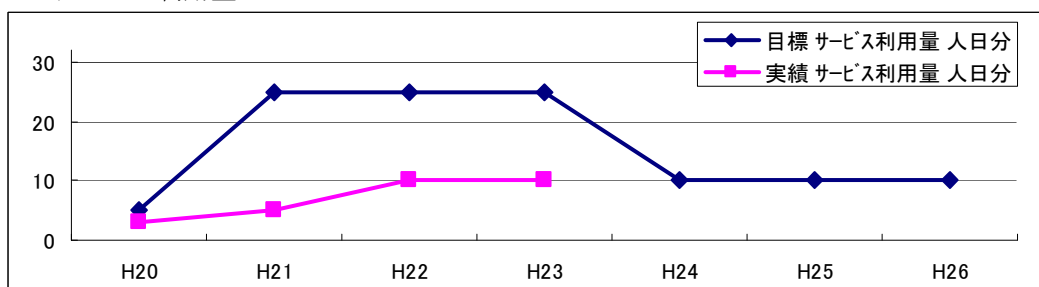
| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|----------------|---------|------|------|------|
| 自立訓練 （機能訓練） | 利用者数 | 2 | 2 | 2 |
| | サービス見込量 | 10 | 10 | 10 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



ウ 自立訓練（生活訓練）

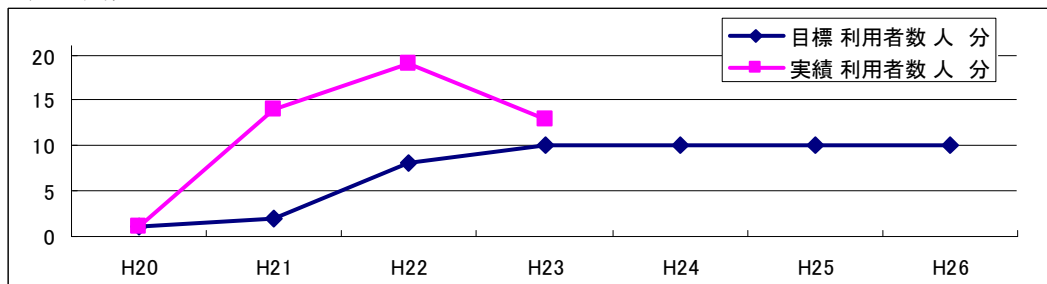
知的又は精神に障がいがある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。利用期間が2年であるため第2期計画時に想定した利用が見込まれなかったため、利用実績に基づき数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

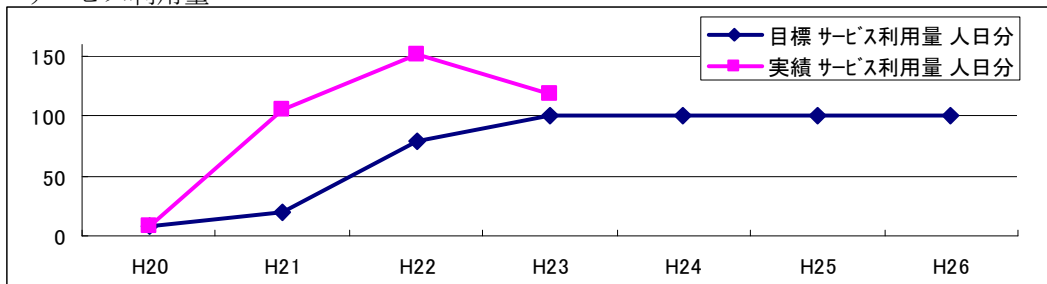
| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|----------------|---------|------|------|------|
| 自立訓練 （生活訓練） | 利用者数 | 10 | 10 | 10 |
| | サービス見込量 | 100 | 100 | 100 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



エ 就労移行支援

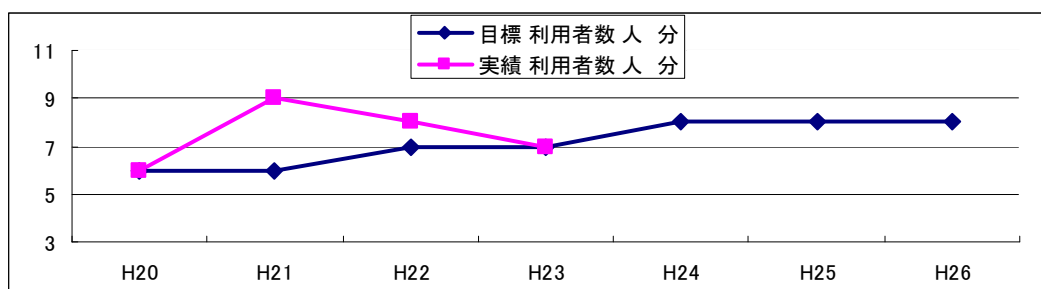
一般企業などへの就労を希望する人が対象となります。就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用期間が2年であるため利用実績に応じて数値目標を設定しました。一般就労に移行するためのサービスなので、特別支援学校卒業生等の方の利用を見込んでいます。

見込み量（1月当たり）

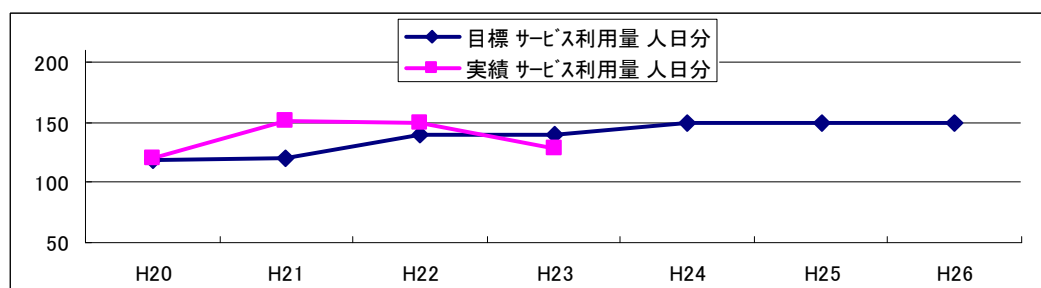
| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | |
|--------|---------|-------|-------|-------|-----|
| 就労移行支援 | 利用者数 | 人 分 | 8 | 8 | 8 |
| | サービス見込量 | 人日分 | 150 | 150 | 150 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



オ 就労継続支援（A型）

一般企業などへの就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

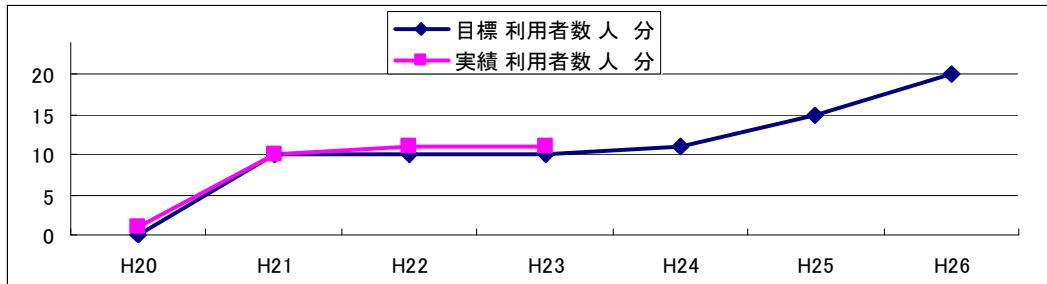
A型：雇成型一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。平成23年度の就労日数見込みは16日/人・月ですが、一般就労並みの20日/人・月を目標に目標を設定します。また平成25年度において定員10名の事業所が開設を予定しており、利用希望もあることから平成26年度には20人分を見込みます。

見込み量（1月当たり）

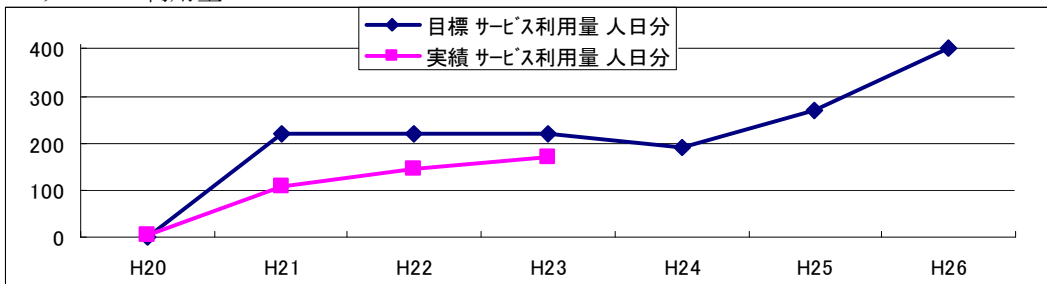
| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|---------|------|------|------|
| 就労継続支援（A型） | 利用者数 | 11 | 15 | 20 |
| | サービス見込量 | 190 | 270 | 400 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



カ 就労継続支援（B型）

一般企業などへの就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

B型：一般企業での雇用が困難な人や一定年齢に達している人などに対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上を図る支援を実施。

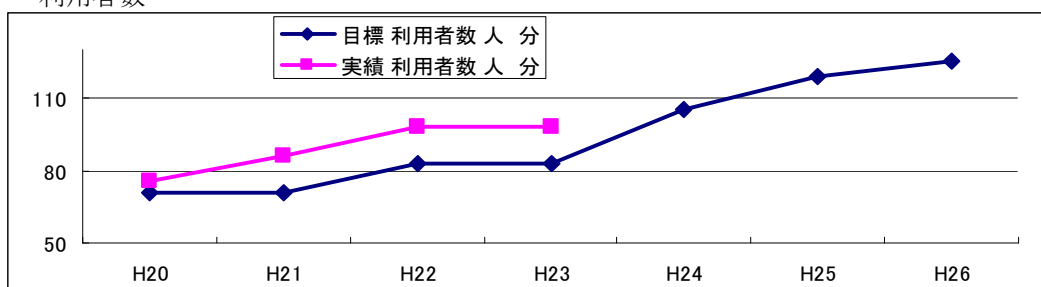
平成23年度までの経過措置として、特別支援学校卒業生についても利用が可能なので、平成24年度については前年より7人多く見込みます。また、B型の事業所については平成24年度において定員14人の増加が見込まれており、アンケート調査による利用希望も多数あるため、平成25年度に14人の増加を見込みます。また平成26年度には6人の増加を見込みます。サービス利用量については15日/人・月を目標として見込量を設定します。

見込み量（1月当たり）

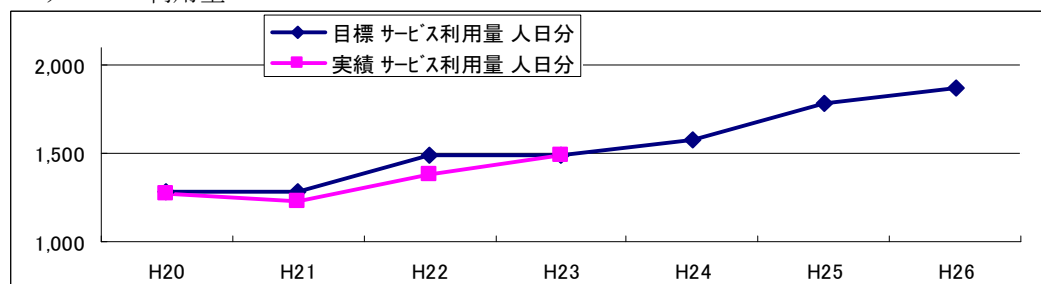
| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|---------|-------|-------|-------|
| 就労継続支援（B型） | 利用者数 | 105 | 119 | 125 |
| | サービス見込量 | 1,575 | 1,785 | 1,875 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



キ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

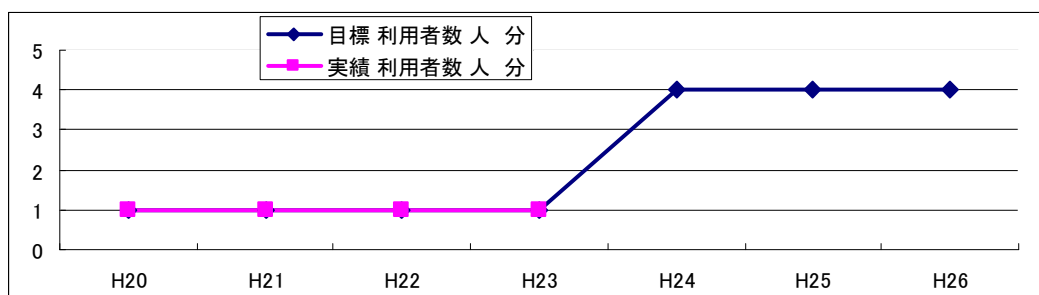
本市においては1名が利用しており、更に法改正により新たに3名が利用すると見込んで数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|------|-------------|-------|-------|-------|
| 療養介護 | サービス見込量 人 分 | 4 | 4 | 4 |

「人分」：月間の利用人数

利用者数



ク 短期入所

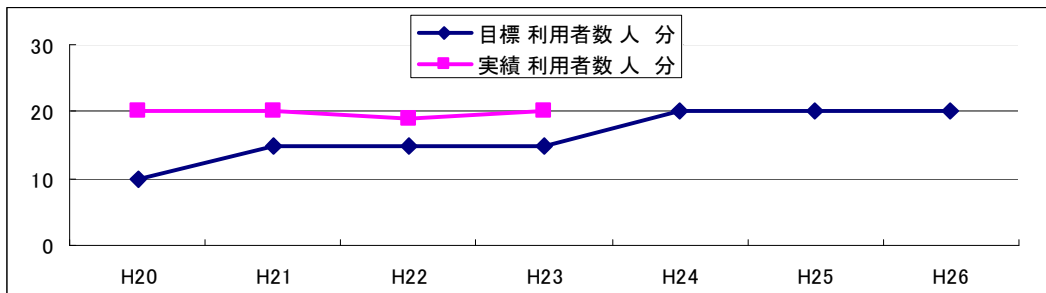
自宅で介護する人が病気の場合などの理由により、短期間の間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。利用実績に基づき数値目標を設定します。

見込み量（1月当たり）

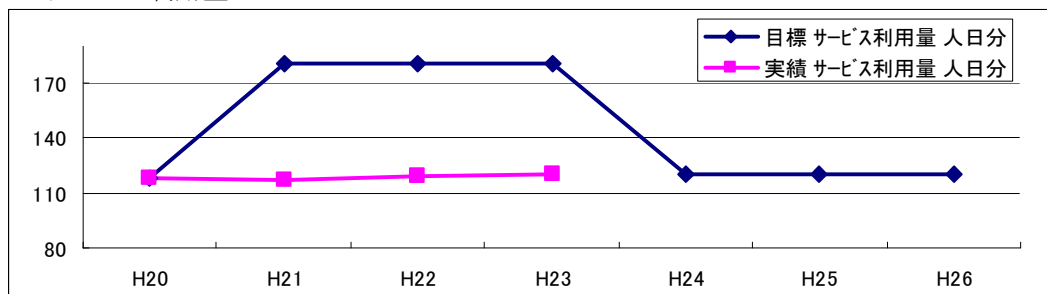
| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|------|-------------|-------|-------|-------|
| 短期入所 | 利用者数 人 分 | 20 | 20 | 20 |
| | サービス見込量 人日分 | 120 | 120 | 120 |

「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

利用者数



サービス利用量



ケ 児童デイサービス（児童発達支援事業）

※療育を必要とする児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。利用実績に基づき数値目標を設定します。

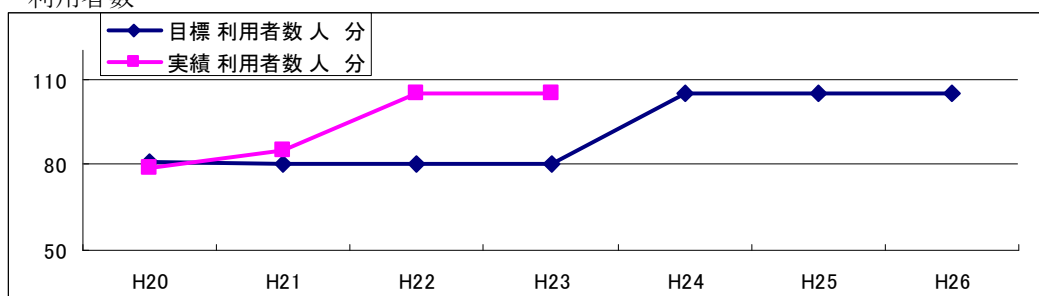
見込み量（1月当たり）

| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------|---------|------|------|------|
| 児童発達支援 | 利用者数 | 105 | 105 | 105 |
| | サービス見込量 | 310 | 310 | 310 |

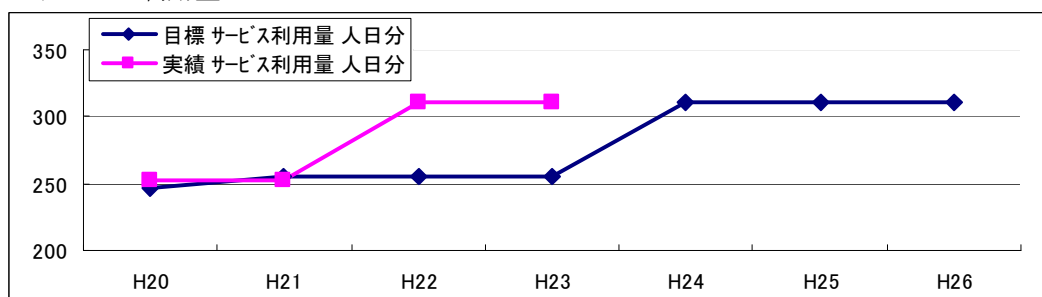
「人分」：月間の利用人数 「人日分」：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

※療育とは、何らかの障がいがあると思われる児童に、発達能力をできるだけ有効に育て上げ、その機能を高めて社会的自立生活に向けて援助すること。

利用者数



サービス利用量



※児童発達支援センターについては、設置を含め制度内容等を充分検討したうえで数値目標を掲げるものとする。

② 見込み量の考え方

ア 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

平成20年度から平成23年度の各サービス利用者数や利用量を基礎として、新法への移行や特別支援学校卒業見込者数、障がいのある方等へのアンケート調査結果、新規事業所の開設によるサービスの増加などを勘案して必要な見込み量を設定します。

特別支援学校卒業生数の動向

| 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 5人 | 5人 | 12人 | 15人 | 7人 | 11人 |

事業所意向調査による施設整備状況

| 開設時期 | 事業内容 | 定員 |
|--------|----------|-----|
| 平成23年度 | 就労継続支援B型 | 10名 |
| 平成24年度 | 多機能型 B型 | 14名 |
| 平成24年度 | 生活介護 | 6名 |
| 平成25年度 | 就労継続支援A型 | 10名 |

イ 療養介護、短期入所

平成20年度から平成23年度の各サービス利用者数や利用量を基礎として算定しました。

ウ 児童デイサービス（児童発達支援事業）

平成20年度から平成23年度の現行の児童デイサービス利用者数や利用量を基礎として目標数値を定めました。児童発達支援センターにおいては設置を含め制度内容等を充分検討したうえで数値目標を掲げるものとします。

児童発達支援センター設置如何により、児童デイサービスの利用者数や利用量も変動すると考えられます。

③ 見込み量確保のための方策

ア 一般企業などへの就労が困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し障がい福祉サービス事業所への発注の働きかけを行うとともに、市役所においても各部署に対して障がい福祉サービス事業所への発注を呼びかけ、安定した施設運営への支援に努めます。

イ 障がいのある人の企業などへの就労機会の拡大のため、公共職業安定所との連携を強化して、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人への雇用に関する情報の提供に努めます。

ウ 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのデイサービスを必要とする児童および食事や入浴、排せつなどの生活介護を必要とする障がいのある人に対する日中活動の場の拡充を行っていますが、今後も継続するとともに必要な人が利用できるよう周知を行います。

(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの数値目標

ア 共同生活介護（ケアホーム）および共同生活援助（グループホーム）

・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

・共同生活援助（グループホーム）

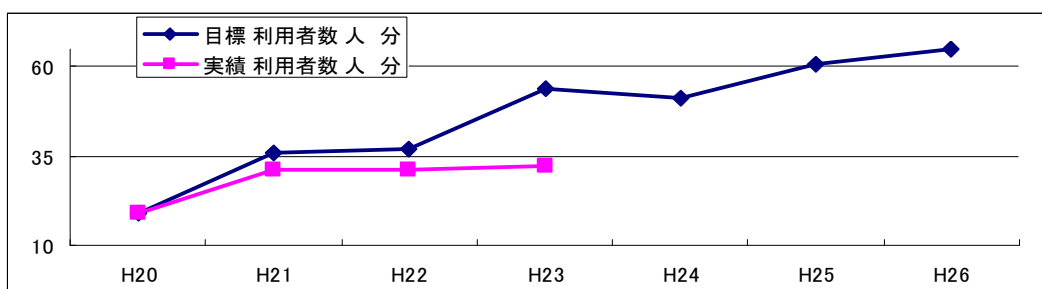
夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

現在の精神障がい者生活訓練施設が23年度末までに新体系へ移行することにより、本市は14名程度の利用者が増加します。また地域移行施策による入居希望者や、アンケート調査等による3年以内の入居希望者が9人ありました。施設の整備状況により今後さらに増加する見込みです。

見込み量（1月当たり）

| 区 分 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--------|----------------|------|------|------|
| 共同生活介護 | サービス見込量 人 分 | 51 | 61 | 65 |
| 共同生活援助 | | | | |

「人分」：月間の利用人数



イ 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間や休日に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

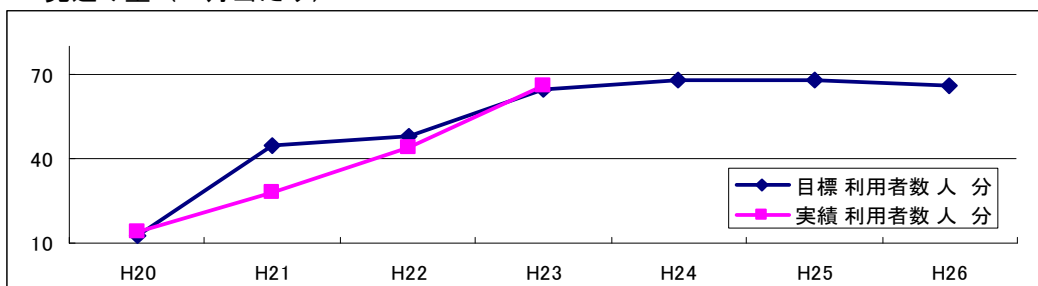
平成23年度末の利用者数から新法施設への移行、地域生活への移行が可能と判断した方、新たな入居希望者数などを考慮して算定します。

見込み量（1月当たり）

| 区 分 | | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------|---------|-----|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | サービス見込量 | 人 分 | 68 | 68 | 66 |

「人分」：月間の利用人数

見込み量（1月当たり）



② 見込み量の考え方

現在の施設入所者数、ケアホーム・グループホーム利用者数を基礎として、新たにサービス利用が見込まれる者の数と新規事業所の開設などを勘案して見込んだ数を合算した数から見込み量を定めました。

施設入所支援の利用者数は平成23年度末までの新法施設への移行により、右肩上がりに伸びますが、その後は地域生活への移行により、平成26年度末の数値目標を66人とします。

③ 見込み量確保のための方策

障がいの程度や社会適応能力などにより、地域での柔軟な生活形態を選択できるように、民間によるケアホーム・グループホームの整備を後押しするとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

事業所意向調査による施設整備状況

| 開設時期 | 事業内容 | 定員 |
|------------|------------------|-----|
| 平成23年度 | ケアホーム ぶなの木 | 5名 |
| 平成24年度 | グループホーム・ケアホーム一体型 | 34名 |
| 平成25年度 | ケアホーム | 6名 |
| 平成25年度 | ケアホーム | 4名 |
| 平成26年度 | ケアホーム | 4名 |
| 時期未定（5年以内） | グループホーム | |
| 時期未定（5年以内） | グループホーム・ケアホーム一体型 | 6名 |

※ 平成24年度に予定されている「グループホーム・ケアホーム一体型定員34名」は、旧法施設から新法施設へ移行することによる増加分です。従って既に入居されている人が新たに障害者自立支援法のサービスの利用者となります。

(4) 相談支援

① 相談支援の数値目標

ア 計画相談支援（サービス等利用計画作成事業）

障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者（児）が対象となります。障がい者（児）の自立した生活を支え、本人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。法改正により対象者の範囲が大幅に拡大されたので、3年間で全ての障がい者（児）が対象となるよう見込みます。

計画相談支援の数値目標

| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | サービス見込量 人 分 | 21 | 42 | 63 |

「人分」：月間の利用人数

イ 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人に、住居の確保等の支援や行政手続き、関係機関との調整を行います。グループホーム・ケアホームの利用状況により見込みます。

地域移行支援の数値目標

| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援 | サービス見込量 人 分 | 0 | 1 | 1 |

「人分」：月間の利用人数

ウ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行した人に、常時の連絡体制を確保し障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応する体制を確保します。地域移行支援の状況により見込みます。

地域定着支援の数値目標

| 区 分 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|
| 地域定着支援 | サービス見込量 人 分 | 0 | 1 | 2 |

「人分」：月間の利用人数

② 見込み量の考え方

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者（児）に対してサービスの支給決定前に適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、3年間で全ての利用者が対象となるよう設定しました。

障がい福祉サービス利用者 410人（施設入所 70人 その他 340人）と想定

施設入所者：年 1回 その他：年 2回

H24 = (70人 ÷ 3年 × 1回) + (340人 ÷ 3年 × 2回) ≒ 250人分 21人/月

H25 = 250人 × 2年分 = 500人分 42人/月

H26 = 250人 × 3年分 = 750人分 63人/月

③ 見込み量確保のための方策

適切な利用計画の作成を円滑に行うために、各事業所に対して専門的な計画相談体制の確立を働きかけるとともに、地域移行支援、地域定着支援については、関係機関との連携を図りサービスを必要とする人の把握に努めます。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民相互が人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

本事業を継続していくためには、実施体制などの抜本的な見直しを検討し、限られた財源で安定した運営を目指す必要があります。

また、入所施設や精神科病院からの地域移行や地域生活の充実を図るためには、相談支援機能の充実、ケアマネジメント体制の整備が不可欠です。これまで県において実施してきたノウハウと事業内容を引き継ぐ形で進めるためには、より一層、相談支援の質の向上を図る必要があります。

① 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある方やその保護者、介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

| 区 分 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| | 実施箇所数 | 実施箇所数 | 実施箇所数 |
| 障害者相談支援事業 | 2 | 2 | 2 |

障がいのある人への虐待に対する対策を一層強化するため、虐待予防はもちろん、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応・再発防止等に関して、障害者虐待防止法に基づく市町村虐待防止センターや、基幹相談支援センターを中心に取組みます。

| 区 分 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 利用者数 | 利用者数 | 利用者数 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 1 | 1 | 1 |

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などの利用見込み者数および支援者(設置)数を定めました。

| 区 分 | 24 年度 | | 25 年度 | | 26 年度 | |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実設置 見込者数 | 実利用 見込者数 | 実設置 見込者数 | 実利用 見込者数 | 実設置 見込者数 | 実利用 見込者数 |
| コミュニケーション支援事業 | 5 | 3 | 5 | 4 | 5 | 4 |

③ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の種類ごとの給付など見込み件数を定めました。

| 区 分 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 見込件数 | 見込件数 | 見込件数 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | |
| ①介護訓練支援用具 | 2 | 2 | 2 |
| ②自立生活支援用具 | 20 | 20 | 20 |
| ③在宅療養等支援用具 | 10 | 10 | 10 |
| ④情報・意志疎通支援用具 | 10 | 10 | 10 |
| ⑤排泄管理支援用具 | 450 | 450 | 450 |
| ⑥住宅改修費 | 1 | 1 | 1 |

④ 移動支援事業

移動支援の実利用見込者数、延利用見込時間数を定めました。

| 区 分 | 24 年度 | | 25 年度 | | 26 年度 | |
|--------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実利用 見込者数 | 延利用 時間数 | 実利用 見込者数 | 延利用 時間数 | 実利用 見込者数 | 延利用 時間数 |
| 移動支援事業 | 40 | 1,600 | 40 | 1,600 | 40 | 1,600 |

⑤ 地域活動支援センター

市内外における地域活動支援センターの実施見込箇所数、利用見込者数を定めました。

| 区 分 | 23 年度 | | 24 年度 | | 25 年度 | | 26 年度 | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 |
| 地域活動支援センター | | | | | | | | |
| ①市内事業所 | 1 | 90 | 1 | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 |
| ②市外事業所 | 2 | 10 | 2 | 10 | 2 | 10 | 2 | 10 |

⑥ その他の事業

| 区 分 | 24 年度 | | 25 年度 | | 26 年度 | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 | 実施見込 箇所数 | 実利用 見込者数 |
| 訪問入浴サービス事業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 日中一時支援事業 | 4 | 45 | 4 | 45 | 4 | 45 |
| 生活サポート事業 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 4 |

⑦ 社会参加促進事業

自動車運転免許取得・改造助成事業

就労等社会活動への参加のため自動車運転免許を取得しようとする者や、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に経費の一部を助成するものです。

第6章 計画の推進・評価

1 制度の普及啓発

障害者自立支援法の目的である「障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域づくり」と、市の健康福祉推進計画の基本理念である「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上」を実現するためには、地域住民の理解および協力を得ることが不可欠であり、障がい福祉計画の推進・評価を通じて障がい者施策の普及啓発を図ります。

2 関係機関等の連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

その中で、地域における障がいのある人を支える重要なシステムとして関係機関によるネットワークで形成される「郡上市健康福祉推進協議会」や「地域自立支援協議会」を中心に地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に関する必要な事項の検討および協議を行います。

3 地域自立支援協議会の具体的な運営

協議会の運営にあたっては、地域の関係機関の代表者による「全体会議」と、障がい者を取り巻く各課題について分野ごとの関係機関実務者により具体的な協議をする「実務者会議」の2層の仕組みとします。

現在「実務者会議」として市内の各障がい福祉サービス事業所サービス管理責任者により各事業所が抱える困難ケースについて事例検討を行う「成人部会」を毎月実施しております。今後、障がい者の就労に関する事項や児童の発達障がいに関する事項など、ニーズや課題ごとに関係者が集い課題解決に向けた検討ができる体制を整備する必要があります。

この協議会において、日常の個別支援会議を通じて明らかになってきた地域の課題や地域の取り組むべき方向を検討し、改善・解決していくことで、関係者間での円滑な情報共有、ニーズにあった社会資源の工夫・改善・開発がなされ、市の福祉向上や質の確保を目指します。

4 計画の達成状況の進行管理

本計画に掲げる施策と市内障がい者や介護者が抱える課題やニーズとの整合性についての点検・評価などについては、郡上市健康福祉推進協議会及び郡上市地域自立支援協議会で行います。

5 人材の養成確保および資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障がい福祉サービスなどに係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害者自立支援法においては、新たに障がい福祉サービスなどの事業者には「サービス管理責任者」を、指定相談支援事業者には「相談支援専門員」を配置することとされており、障がい福祉サービスの適切な提供体制を確保するため、県などの関係機関と連携を図り、必要な人材の確保および資質の向上に取り組んでいきます。

6 計画推進の4つの柱

1. 自己完結に陥らない → ネットワークで取り組む基盤をつくる
2. 他人事にとらえない → 地域の課題を的確に把握する
3. できることから進める → 成功体験を積み重ねる
4. 取り組みの成果を確認 → 相互に評価する

この4つの柱を念頭に置いて、郡上市健康福祉推進協議会及び郡上市地域自立支援協議会で関係機関が協力し合い、郡上市の福祉力を高め、質を確保していきます。

参考資料

郡上市「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領

平成20年3月3日決裁

健康福祉部福祉課

第1 ひらがな表記の目的

公文書において、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、こうした取組を通じて障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を促進し、共生社会の実現を目指す。

第2 ひらがな表記の方法等

- (1) 平成20年2月18日付障第930号（岐阜県健康福祉部長通知）による「「障がい者」と表記する取扱いに関する要領」に準ずるものとして、以下のとおりとする。
- (2) 市が新たに作成する公文書（通知文書、広報紙、チラシ、パンフレット、ホームページ等）において、従来「障害者」と表記していたものについて、「障がい者」「障がいのある人」などと表記することを基本とする。ただし、下表の用語等を用いる場合については、「障害者」の表記を用いる。

| 適用を除外する表記 | 具体的な例示 |
|---|---|
| 国が定める法律、政令、省令、告示等及び件が定める条例、規則、告示等に規定されている用語、名称等 | 【法令等の名称】 身体障害者福祉法、障害者自立支援法施行令、全国障害者スポーツ大会開催規程、岐阜県心身障害者扶養共済制度条例、身体障害者福祉法施行規則 |
| | 【法令等で使用される用語】 身体障害者手帳、身体障害者相談員、障害者支援施設、特別障害者手当 |
| | 【組織・施設名】 身体障害者更生相談所、岐阜県聴覚障害者情報センター |
| | 【事業名】 身体障害者補助犬育成事業費 聴覚障害者情報提供施設運営費 |
| 市が定める条例、規則、告示、訓示、公示等 | 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例 郡上市障害者温泉施設利用助成事業実施要綱 |
| 団体、機関等の固有名称 | 岐阜県身体障害者福祉協会、岐阜県障害者職業センター |

第3 ひらがな表記の対象文書

この要綱は、平成20年4月1日以降に作成する文書に適用する。

なお、既存の計画書等については、改正にあわせてひらがな表記に変更する。

第4 実施機関

市長部局のほか、教育委員会、公営企業等においても同様の取扱いとする。

第5 運用

平成20年2月18日付岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知「「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領の運用について」に順ずる。

第6 この要領は、健康福祉部福祉課において所管する。